

## 1940年代前半期の女子青年団運動の指導理念と事業（I）

—「国民化」とジェンダーの問題を考える手がかりとして—

渡 邊 洋 子

The Leading Ideas and the Activities of the Female Youth Groups  
("Joshiseinendan") in the early 1940's in Japan (I)

— for the consideration on "nationalization" in the gender perspective —

Yoko WATANABE

はじめに — 問題の所在 —

本論は、第二次世界大戦期の女性にとっての「国民化」の内実とその具体化の様相を、1941（昭和16）年1月に大日本青少年団に統合された女子青年団の指導理念と事業展開を通して、考察しようとするものである。

この「国民化」とは、「国家を構成する国民の一人として承認され、国民として適切な資質や貢献を期待され、その実現を目指した教育的働きかけを受けること」であると、ひとまず定義しておく。「女性の国民化」については、上野千鶴子が『ナショナリズムとジェンダー』（青土社、1998）で、多くの女性史研究文献を取り上げつつ、大胆な議論を展開している。そこでは「女性の国民化」の媒体として、第一「国家、すなわち政治、政策、統制、公的プロパガンダなどの類」、第二「思想・言説、すなわち指導層の言説、メディア、イメージの類」、第三「運動・実践、すなわち大衆動員のレベル」、第四「生活・風俗のレベル」の四つのレベルが挙げられている<sup>1</sup>が、本研究は青年団体研究の性格上、このいずれにも横断的に関わるものである。

筆者はこれまで、一握りのエリート女性ではなく大多数の女性の自己形成と国家・社会、そこに社会教育団体・活動が果たした役割と「事実」としての加害責任、という問題視角から、1910年代に全国に設立された地方処女会の全国組織化とその指導思想、総力戦体制下の大日本連合女子青年団活動と同団理事長吉岡弥生、同団も関与した「満州」移民の配偶者（「大陸の花嫁」）養成の実際、日中戦争期に全国展開された「農村季節託児所」の発達経緯や実態などにアプローチしてきた<sup>2</sup>。

そこで一貫して得られた知見は、変動する時代状況の中で新たに求められる女性像は、国家・社会からの青年女子への教育期待に最も如実に反映される、という点である。既存の社会秩序のなかで一定の自己形成を終え、すでに「妻」「母」「嫁」（「姑」）として家庭生活を営んでいる成人女性には、新たな時代の到来に備えた大幅な自己変革は困難である。だが、独身の青年

女子には、女子青年団活動の延長上に「結婚」や「新たな家庭生活」が存在するのであって、その活動が家族や周囲の人々から承認・奨励されている限りは、女子青年団の教育目標に沿って自己形成していくことが、最も堅実な選択であったろう。

他方、青年男子についてみれば、確かに男性像も時代状況によって変遷するものの、その内実は「国民」像とほぼ等身大に重複しており、相矛盾する要素は基本的に見出されない。青年女子は、従来の「妻」「母」「嫁」役割と新たな「国民」概念、従来の「妻」「母」「嫁」役割と新たな「妻」「母」役割、新たな「妻」「母」役割と新たな「国民」概念、との間の相克への対応や整合性の模索など、相矛盾・相対立する諸要素や方向性を同時に含み込まざるを得ない。それゆえに女子の場合、男子に比して「国民化」のプロセス自体が、複雑で重層的な様相を呈するのである。その様相は、理念レベルのみでなく、女子青年団の推進事業という具体的な活動レベルでも、より一層顕著であると思われる。それらの事業を実際に女子青年団員が担ったという事実が、女性の「国民化」という問題に、机上の空論でなく、よりリアルにアプローチするための、具体的な手がかりになるであろう。

このような問題意識から、本論では、女子青年団運動における指導理念と事業を取り上げる。時期としては、国策の遂行に際し、女性をはじめとする「周辺部」の人々の形式的・実体的な「国民化」が最も要請され、「国民化」の内実が具体的な活動として最も顕在化しやすかった時期として、第二次世界大戦勃発から敗戦までの「戦時期」すなわち、1940年代前半期に焦点を当てる。この時期の女子青年団は、新たな再編・統合の渦中にあった。「新体制運動」の一環として、青少年団体への強い国家統制が始まったのである。

この時期の女子青年団運動の史的解明は、戦時期の「女性の国民化」に関する上野の問題提起を、より具体的事象から再検証しようとするものでもある。上野は同書で「国民」「国民化」を自明視した上で、「女性の国民化」概念を分析枠組として提示し、戦時期の女性の動員政策やフェミニスト・リーダーたちの言説を分析した。戦時下の「女性の国民化」については、上野は80年代以降の先行研究を紹介・検討した上で、次のような分析を展開している。

「女性の国民化」には、性別隔離の戦略（分離型）と性別不問の戦略（参加型）とのふたつがあること。このふたつの道は、「差異か平等か」のディレンマとして、フェミニズムにはその成立の初めからなじみ深いものである。性別隔離を受け入れれば「女らしさ」の規範を受け入れなければならないが、その反面、ゲッターの中の白律性領域を獲得することも可能になる。性別不問の戦略は一見平等の達成のように見えるが、そのなかで生産や先頭をになった女性たちは「公的領域」が男性性を基準に定義されている限り、「二流の労働力」「二流の戦士」であることに甘んじなければならない。さもなければ自らの「女性性」を否定して「男なみ」をめざすか、せいぜいよくて「女性役割」を保持したまま補助労働力と化す「二重負担」の道を選ぶかの選択が待っているに過ぎない。いずれも近代フェミニズムにとっては、あまりに見慣れた光景である。<sup>2</sup>

上野は、「分離型」は日本やドイツなどファシズム国家に見られ、「参加型」はアメリカやイ

ギリスなど、連合諸国に見られたものとしている。筆者は、大枠としては上野の問題提起に共感するが、むしろ検討すべきはこのような「女性の国民化」でなく「国民化」概念自体ではないかと考えている。戦時期の教育的営みとしての「女性の国民化」と「男性の国民化」は併存しているのであり、両者の異なったシステムやプロセスを実証的に比較検討することこそが、上野のいう「国民化プロジェクト」の本質とその非対称性（ジェンダー・バイアスの所在）を明らかにするものと考えられるからである。上野はさらに、戦時期日本の「国民」像について次のように述べている。

「国民国家」が軍事力と生産力の増強を国家目標とし、「国民」を「人口」すなわち兵力と労働力とに還元したとき、「兵役」は「国民化」の鍵となった。その時、「国民」は「国家のために死ぬ名誉を持つ者」と「国家のために死ぬ名誉を持たない者」とに分断され、前者だけが「国民」の資格を得たのである。戦争は、ジェンダーの境界を平時に増して明確に可視化する。従って「参加型」の平等を求める女性は、戦時のこのジェンダー境界を戦闘参加によって乗り越えようとする……。

……「国民総動員」にあたって最後まで日本が「ジェンダー分離」を崩さなかったこと、かつ女性のなかから「参加型」の要求が生まれなかったことはまことに驚くべきことに思える。<sup>9</sup>

参政権に加え、「国のために死ぬ名誉」が保障されるか否かが、この時期の「国民」のメルクマールであるとするならば、40年代前半の女子青年団運動は、「国民」としての資格をもたない女性にとっての国家の意味、国家による期待の内実、「国民」でない層の人々の国策参加や国策協力の意味を問うものとなろう。農山漁村の青年女子にとって上野のいう「国民化プロジェクト」とは何だったのか。それは「国民」である青年男子のそれとどう異なったのか。「国民化プロジェクト」に内在する「周辺部」と「中央」の非対称性は、「女性の国民化」の枠組では明らかにすることはできない。上野自身が、同書で「女性史」から「ジェンダー史」への転換の必要性を提起していることからすれば、「女性の国民化」概念に拘泥する自体、その趣旨に反するものとなるのではなからうか。

それにも増して、筆者は、この時期の女子青年団の上位組織であった大日本青少年団をどう位置づけるかが問題だと考える。大日本青少年団は、戦前・戦後を通じて最大の男女青少年指導団体であり、同団の成立は、1910年代に全国各地に生まれた地方処女会の中央組織、処女会中央部の1917年の設立から、その解体・再編で1927年に発足した大日本連合女子青年団に至る、独立した青年女子団体の全国組織・連合体の終焉をも意味した。男女を含む大日本青少年団の中で、女子青年団は「国民」として「女性」として、何を期待され、どんな事業を担い、いかなる教育的働きかけを受けたのか。男性を前提とする「国民」概念が、青年女子の社会教育活動でどう「女性」に適用されたのか。また「国民」概念と既存の女性役割には、どんな接点や整合性が見出されていったのか。

同団は、男女青年団、少年団を統合する一大組織ゆえに、上野の枠組からすれば、未来の

「国民」(男子)と非「国民」(女子)が、同一の団体綱領の下で事業を展開する、という図式になる。この過去最大の青少年組織の存在をどう捉えるべきか。このような意味で本論では、1940年代前半期の女子青年団活動を、「女性の国民化」過程の軌跡としてではなく、一般女性の「国民化」のプロセスと実相を捉えるための一作業と位置づけたい。

以下、本論では大日本連合女子青年団の大日本青少年団への統合経緯と諸問題、女子青年団運動としての独自の指導理念や事業方針 (I)、個々の事業展開の様相と直面した諸課題 ((II)、次号掲載予定) について、「国民化」とジェンダーという観点から考察していく。史料としては、(財)日本青年館による『大日本成年団史』(1970)を中心に扱うものとする。本論の分析を手がかりに、「女性の国民化」という枠組の妥当性について、社会教育史研究の観点から後日改めて検討したい。

なお、「女性の国民化」概念のインパクトは大きく、女性史・女子教育史研究者からは、近年、「女性の国民化」を冠した著作も出されている<sup>7</sup>。とはいえ、それらの文献でも、分析枠組としての「国民の女性化」自体が自明視され、定義・再定義はもちろん、「国民」「国民化」概念自体の検討や男性のそれとの比較検討はほとんどなされていない。その検討も合わせ、別稿を期したい。

## 1 大日本青少年団と女子青年団

### (1) 国家総動員体制と青少年団体

1930年代は、全国規模で男女青年団が連立した唯一の時代であった。大日本連合女子青年団は1927(昭和2)年、内務省管轄の処女会中央部を吸収・再編し、文部省の管轄のもとで結成された青年女子対象の地域網羅的修養団体の連合体である。同団においては、処女会時代に達成できなかった近代的青年団体への脱皮を目指し、公共生活訓練運動をはじめ、様々な活動が展開された。他方、男子青年団運動は、大正期から国家・社会の期待を担って活発に展開されており、1925年の大日本連合青年団結成後も、実業補習学校、青年訓練所、青年学校という青年教育機関と連動・提携しつつ、政治・経済・軍事などの国家的期待を軸に事業を発展させていった。

そこで男女青年団にとって大きな跳躍台となったのは、1931(昭和6)年9月の柳条湖事件(「満州事変」)である。「非常時」「時局」というキーワードのもと、国体観念や国民精神を涵養・強化するべく講演会や講習会が開催され、様々な軍事援護活動や興亜活動が展開されるようになった。青年団活動の軸足は、「村」「郷土」から「国家」に移行し、活動自体も、男子には軍事教練を重視する青年訓練や政治教育に、女子には「公共」概念を媒介とした国家・社会への視野の広がり、重点が置かれた。対外侵略という国策の急激な進展が、男女青年団事業の飛躍的発展の牽引力となったのである<sup>8</sup>。

1937(昭和12)年7月7日、中国東北部で盧溝橋事件が起こると、近衛文麿内閣は、挙国一致、尽忠報国、堅忍持久の三つの目標を掲げた国民精神総動員運動を発足させた。同年10月の同中央連盟の結成式では、運動の趣旨が内外に声明され、74加盟団体には、大日本連合青年団、大日本連合女子青年団、帝国少年団協会、大日本少年団連盟の名が見られる。この運動は、銃

## 渡邊：1940年代前半期の女子青年団運動の指導理念と事業（I）

後援、社会風潮・農山漁村・家庭等の改善推進や、国民精神作興週間運動、国民貯蓄奨励運動、非常時国民生活様式確立運動等と国民生活のあらゆる面を取り上げ、戦時体制への再編にむけて機能するものだった。

38年5月には、94加盟団体となった中央連盟の機構改革が唱えられ、内閣に委員会を設けて官民一体の運動として展開されるに至った。39年3月27日には、勅令第80号で「国民精神総動員委員会官制」が発令・施行され、4月には「国民精神総動員新展開の基本方針」が委員会・閣議で決定された。その趣旨には、「支那事変」が「今や東亜の新秩序建設」に展開しつつあり、新局面に即応するため、国民精神総動員運動を一層強化し「物心一如の実践運動」として推進すべきこと、「肇国の大理想」に鑑み、「興亜の聖業」の達成と国際的な難局の前途打開のため、全国民が「伝統的精神力を結束して、国家総力の飛躍的増強をを図る」べきことなどが書かれ、「綱領」には「以て一億一心各々其の業務に精励し奉公のまことをいたさんことを期す」とされた。

また、その中で「実践上特に留意すべき事項等」として、「(一) 真に官民一体の実を挙げ、明朗闊達なる国民運動たらしむべきである (二) 政府諸機関は自ら率先して一致協力の実を挙げ、大運動の趣旨を絶えず積極的に庶政の上に具現すべきである (三) 各種団体は相共に国民精神運動中央連盟を中軸として、緊密なる連絡の下に十分なる機能を発揮すべきである (四) 官民共に指導的地位にある者は率先実行を期せねばならぬ (五) 次代の中堅たるべき青年並に家庭に於て重要な役割を担う婦人の一段の奮起協力が必要である。」<sup>9)</sup>が挙げられている。

これらを受けて道府県にこの運動の主務課と担当職員が置かれ、地方機構が強化され、百億貯蓄強調週間、興亜奉公日の設定、電気ガス節約運動、結核予防国民運動、敬神思想宣揚運動、戦時節米報国運動、植樹報国運動などが展開された。同運動は、39年9月の第二次世界大戦の勃発とナチス・ドイツのオランダ・フランスの占領が日本軍部を刺激し、東南アジアへの南進膨張論が強まるなかで、新たな展開を見せた。政界では、ドイツとの同盟関係の下での「東亜新秩序の拡大、国内新体制の構築」が叫ばれた。40年4月の米内内閣の下、委員会と中央連盟の二元機構を一元化して国民精神総動員本部とし、会長を総理大臣、理事方を民間人として、戦時食糧報国運動、贅沢全廃運動、その他冠婚葬祭の新様式の制定などに取り組んでいる<sup>10)</sup>。

この頃、有馬頼寧ら近衛首相の側近たちは、一国一党制にもとづく新しい国民組織の結成を訴えて新党運動を始めた。6月に近衛が枢密院議長を辞して運動推進に乗り出すと、既成政党や陸軍も合流した。第2次近衛内閣の成立後、同運動は急速に官製運動の性格を強め、40年10月には大政翼賛会が結成された<sup>11)</sup>。それに伴って同年12月には、先の国民精神総動員運動中央部は、すべての事業と資産を同会に引き継いでいる<sup>12)</sup>。

この時期について近現代史研究の森武麿は、「政党・労働組合・農民組合の解散と部落会・町内会・隣組の組織の上に成立した大政翼賛会を中心とする近衛新体制は、ファシズムが体制的に成立したことを意味した」と分析している<sup>13)</sup>。40年9月、120万戸を網羅して組織された隣組は、「国民の画一支配の末端組織であり、異端分子を排除する国民の強制的同質化の単位」として部落会・町内会とともに整備され、大政翼賛会の下部組織に組み込まれていった<sup>14)</sup>。

大日本青少年団は、この新体制に呼応し、「一二歳から二五歳までを対象とし、小学校卒業

から青年学校と連携しながら一人前の兵士になるまで天皇制イデオロギーを学び、体力を鍛える組織」として結成された、全国青少年対象の「単一国家的統制団体」であり、「自由主義・民主主義的なモノを排除して、天皇に帰一し奉る」ことを組織の目的とするものとされる。事業としては、「大陸現地訓練として青年たちを中国に派遣して大東亜共栄圏の確立をめざし、青少年興亜運動の中核として養成することや、海洋訓練指導者錬成、さらに女子防災防空訓練・女子戦時生活指導者錬成、戦時貯蓄と勤労奉仕活動」等が、知られている<sup>15</sup>。

同時期には、大日本青少年団のみならず、大日本産業報国会・農業報国連盟・商業報国会・大日本婦人会など職能集団や性別・年齢階梯別の集団が、全国組織として次々と結成されている。これらの動きは総体として、国民生活の中に国家総動員の推進力となるいくつかの単位を設け、それを拠点として国民生活全般を掌握・統制していく官製運動の大きな流れを構成していた。中でも、大日本青少年団には、学校教育体系に包括しきれない男女青少年層の集約拠点の創出という国家的期待が向けられていたのであった。

## (2) 大日本青少年団の結成

1940（昭和15）年8月以来、文部省社会教育局は、大日本青年団、大日本連合女子青年団、大日本少年団連盟、帝国少年団協会、大日本海洋少年団など、関係諸団体首脳部と青少年団体統合にむけた協議を続けていた。同年9月16日、各団体代表者の協議会に「大日本青年団組織試案」が提出された。名称に象徴されるように、この統合は大日本青年団に他団体を統合せしめるという形をとっていた。「五団体のうちで大日本青年団は日本青年館と表裏一体の関係にあって歴史も古く安定しており、団員も多く、組織も強固であり、活動も広範囲に亘っている男子青年の有力な組織」<sup>16</sup>との認識があったためである。

「同試案」では、指導方針として「国民的性格の錬成」「国家目的への即応」「集団的実践鍛錬の徹底」が掲げられ、組織方針として「国の青年指導方針の強力なる一元的貫徹」「青年学校、青年団の不離一体性」の確保、「青少年を通じまた男女を通じて一貫せらる訓練体制」の樹立、「官民一体青年指導の強化充実」が挙げられた。また「指導者の選任には最も意を用ふ。指導者は全て上部の任命によるものとして、特に第一線指導者の全面的若返りを実行する」と指導者が重視され、その刷新の必要性が強調されている。

さらに組織については「一切の自由主義的民主主義的傾向を排除し、上部の権威と責任下部の服従と信頼とを標準とし、常に青年の自発的創意の発揚に留意するものとす」とされた。大正デモクラシー期以降、一部の地方青年団で培われてきた自主的・自治的な青年団運動の流れに終止符が打たれたのである。とはいえ、自主性・自治性と自発性は、親和性があるとはいえ同一のものではない。「権威と責任」をもった指導者と「服従と信頼」を旨とする団員の構図のなかで、青年たちの「自発的創意」が求められたことは、戦後民主主義の発想に立てばパラドキシカルながら、当時のファシズム的状况の中では、至極当然のことであったと思われる<sup>17</sup>。

この試案を中心として、文部省と各団体の正式な協議がなされた。そこで各団より責任者として挙げられたのは、大日本青年団では常任理事栗原美能留、総務部長熊谷辰治郎、大日本連合女子青年団より理事長吉岡弥生、常任理事村上儀憲、大日本少年団連盟より理事内海忠司、

## 渡邊：1940年代前半期の女子青年団運動の指導理念と事業（I）

指導部長宮本守雄、帝国少年団協会からは常任理事大沼直輔、大日本海洋少年団より理事長小山武、常任理事日暮豊年の9名であった。協議の結果、海洋少年団は「特殊の事情により統合に加わらないこと」が決まり、また特に「少年団側、とくに小学校児童をそのまま団員とする帝国少年団協会からは強い修正意見が出た」ことから、「大日本青少年団」と名称が改められたという。

「大日本青年団組織試案ニ就テノ意見」をみると、「案全体トシテ現在ノ大日本青年団ニ併合スルヤノ感ヲ与フ。各団体ノ立場ヲ考慮スルコト」（傍線、引用者）とあるが、女子青年団・少年団女子部については、例えば「大日本男女青少年団」のように、女子の存在を名称に反映させる配慮はまったくなかったと見られる。特に大日本連合女子青年団は独立の団体であったにも拘らず、前記傍線部の「各団体」は少年団のみを念頭におくもので、女子青年団は、ここに含まれていなかったことが示唆される<sup>18</sup>。

「大日本青少年団組織試案」と修正された同案は同日、社会教育局から正式に発表され、翌日に文部大臣が同案を閣議に報告している。これをもって、青年女子団体の独立した全国組織・連合体が、再編・吸収という形で消滅することが、決定的になったのである。40年12月25日、統合による新団体の結成についての「申合」により、創立委員長の文部大臣橋田邦彦の指揮のもとで4つの団体がそれぞれ解散手続きを取ること、大日本青少年団創立に関する庶務は、文部省社会教育長田中重之を幹事長とする幹事（女子青年団からは常任理事村上儀憲）が担当することなどが、確認された。

これに基づき、翌41年1月16日の結成式の日をもって、各団体は声明書を出して「各団体がわが国情を徹見しそれぞれの立場における過去の歴史と伝統とを、新団体に結成して国内新体制の確立、高度国防国家建設に即応せんとする」<sup>19</sup> 決意を示し、大日本青少年団に統一された。同日、神宮外苑の日本青年館で文部大臣橋田を委員長とする創立委員会主催による結成式は、全国青少年運動関係代表一千人余りの他に、新顧問の田沢義鋪、丸山亀吉、後藤文夫、香坂昌康、新議員、参与をはじめ、来賓として近衛首相代理の伊藤情報局総裁、原枢密院議長、奈良・本庄各大将、ドイツ、イタリア大使代理、満州国大使らが列席し、高瀬文部省青年教育課長が開会の辞を述べた。

式では「聖恩旗の奉迎」、君が代斉唱、「宮城遙拝」、黙祷などの後、文部大臣橋田が教育勅語、「青少年に賜はりたる勅語」「青年団に賜はりたる令賜」を「奉読」し、菊池文部次官の経過報告が続いた。さらに、大日本青少年団長として橋田が式辞を述べている。その中で彼は「我々は肇国の大理想に基いて此の大業を成し遂げんが為には万難を排して物心両面に亘り国家の実力を十分に培ひ且其の総力を最高度に発揚すべく国家生活の全部面に亘つて体制を整備することを喫緊の要務と致すのであります。即ち高度国防国家の建設とは実に自主的国家体制の建設を意味するものでありまして肇国理想顕現の先決要件であります。」と、同団への国家的期待を示した。また、結成の趣旨と運営に関して、以下のように述べている。

仰々大日本青少年団を結成致す所以の者は我が国青少年の皇国民としての実力を一層強固にし且之を高度に發揮せんがために青少年の団体的生活体制に向つて機構と内容とを整

備せんとするものであります。換言すれば青少年の全生活を教養訓練として具現せしめんとするの見地より全国青少年を一元的組織の下に結集して国家の要請に即応する統制ある訓練を施し以て青少年活動をして真に高度国防国家体制の建設に力強く協力せしめんとするものであります。<sup>20</sup>

彼は日本の青少年運動が団体ごとに行なわれてきた事実を述べた後、同団の具体的方針について、次のように自らの考えを展開した。

……。此の点（従来、団体が個別に活動してきた点——引用者）に関しましては大日本青少年団は男女青少年を通じ一貫せる方針と体制の下に、組織的に訓練教養を施すことにより其の効果を一層有効剋切ならしめんことを企図するものであります。かくて大日本青少年団は少年期、青年期の特質、男女の特性をさらに明瞭適確に認識し、之を基礎として国家の要請に即応する男女青少年の任務の本質を正確に把握して、青少年の実生活において教養実践一体化の実を挙げしめるべく、更に一段と深長なる巧究と企画をなさねばならぬと考えるのであります。<sup>21</sup>

ここには、年齢・性別で異なる青少年団体を「一貫せる指導方針と体制」に一元化する一方で、「少年期、青年期の特質、男女の特性をさらに明瞭適確に認識」という、相矛盾した要素が共存していた。「女子の教養」を特に留意すべきと考えた橋田は、この点について、大日本青少年団への女子青年団の統合により、それまで軽視されてきた「女子の実生活的教養訓練」が男子と比較して遜色ないよう整備・振興させるべきこと、その際、内容・方法面で「女性の特性」を十分考慮し、そのために組織のあり方と婦人指導者の役割を重視すべきことを、提起したのである。

さらに四団体の代表が団の解散について「感慨深き挨拶」を行い、首相の祝辞、橋田委員長の発声での万歳三唱等をもって、結成式は幕を閉じたとされる。<sup>22</sup>

### (3) 大日本青少年団の組織的構成

1941（昭和16）年3月14日、「大日本青少年団が団長＝文部大臣＝統括の下に発足したことを告げその運営の大綱を示した」<sup>23</sup>「大日本青少年団ニ関スル件」（文部省訓令第2号）が出された。組織方針は、「大日本青少年団は皇国青少年を錬成するを目的とするを以て、之が達成の為には其の組織機構をして我が国青少年教育の根幹たる青年学校及小学校と不離一体のものたらしめ、男女青年を通じて一貫したる訓練体制を樹立せざるべからず。」とされた。その中で、女子青年団に関する記述は、次のようなものであった。

#### 六、女子青年団に関する件

現下ノ我が国ノ情勢ニ伴ヒ女子青年ニ負荷セラレタル任務愈々重キヲ加エタルニ鑑ミ、女子青年団ノ振興ヲ図ルハ最モ緊急ナリ。以テ之ガ拡充ニ一段ノ努力ヲ致シ真ニ皇国女子

## 渡邊：1940年代前半期の女子青年団運動の指導理念と事業（I）

青年タルニ適切ナル団体的実践修練ヲ施スコトニカメルベシ。尚優秀ナル婦人指導者ノ活動ヲ求メ以テ其ノ実績ノ向上ヲ図ルベシ

発会式当日に「大日本青少年団則」が施行された。その規定では同団は、「皇国ノ道ニ則リ男女青少年ニ対シ団体的実践鍛錬ヲ施シ共励切差確固不拔ノ国民的性格ヲ練成シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセシムルヲ目的トス」（第二条）るものと規定された。事業としては「一 団員の教養訓練に関する事項、二 指導者の養成に関する事項、三 青少年教育の調査研究に関する事項、四 外国青少年団体との連絡提携に関する事項、五 其の他本団の目的達成に必要な事項」（第三条）の5点が挙げられた。

大日本青少年団は本部と地方団からなり、本部役員は団長（文部大臣）、顧問（「団の功労者」「青年指導に関し特別の識見を有する者」の中から若干名、団長の委嘱による）、副団長（文部次官1名、文部大臣の指定した者2名）、審議員、参与、監事、専門委員（以上は「関係省庁官吏並ニ学識経験アル者」から若干名、団長の委嘱による）で構成するものとされた。事務局には、総務部、青年部、女子部、少年部等がおかれ、単位団は青年団・女子青年団・および少年団とされた。

また大日本青少年団の本拠地は、日本青年館に置かれた。日本青年館と大日本青少年団の両者が「表裏一体の関係」になると、当初の少年団関係者の危惧の通り、「大日本青年団の名称が大日本青少年団とかわり、人的組織が変更され、他の三団体を吸収併合したと見えないことはな<sup>24</sup>」いような状況を呈するようになったという。

前掲の「申合」直後、文部省社会教育局長田中重之は、地方団の整備に着手するよう各地方局長宛に「大日本青少年団結成ニ関スル件」を通知している。そこでは、「青年学校教育ト不離一体ノ下ニ修練ノ徹底ヲ期スル趣旨」のもと、単位青年団と同様、女子青年団も団長を青年学校長（特別な事情で不可能な場合には、青年学校職員を副団長とする）とし、副団長以下指導者は、学校職員および「広く各方面の適材を活用し」団活動の「澆刺清新を期する」ことを求めている。また「尚女子青年ノ指導ニツイテハ努メテ優秀ナル婦人指導者ノ活動ヲ求メルコト」「道府県青少年団及郡市青少年団ノ副団長ヲ三名トスル場合ハ、内一名ハ婦人ヲ以テ之ニ充ツルコト」の記述もみられ、女子の指導について、婦人指導者を配置して特別な配慮を行なうべきことが示された<sup>25</sup>。

地方組織に関する具体的規定は、「大日本青少年団地方団則」でなされている。大日本青少年団の地方団は、道府県青少年団、郡市青少年団、町村青少年団および単位団とされ、本部とほぼ同様の役員構成が定められた。但し、副団長は3名以内で、1名は道府県学務部長、その他は、団長の申請により大日本青少年団長が任命する者とされた。青年団・女子青年団は基本的に、公立青年学校の通学区域を標準として設置されたが、道府県青少年団長の承認があれば、私立青年学校を単位として設置できた。単位団は、町内部落の区域によっては分団を設けることができた。各青年団・女子青年団の団長は、道府県青少年団長が任命することとされた<sup>26</sup>。

発団当初の大日本青少年団の役員には、団長で文部大臣の橋田邦彦のほか、副団長は、菊池豊三郎（文部次官）、朝比奈策太郎（教学局部長）、井上秀（日本女子大学長）の三名、顧問に

は、一木喜徳郎（男爵）、吉田茂、吉岡弥生、竹下勇（海軍大将）、田沢義鋪、丸山鶴吉、二荒芳徳（伯爵）、近衛文麿（公爵）、後藤文夫、香坂昌庸、有馬良橘（海軍大将）、鈴木孝雄（陸軍大将）などが名を連ねた。また、審議員や参与（特に参与）にも、女子青年団に関係の深い人物（大妻コタカ、大江スミ、三輪田元道、下村寿一など）が見られる。ちなみに41年10月11日の時点で、専門委員に羽仁もと子、戸倉はる、山脇敏子、43年9月1日における役員には、審議員として新たに竹内茂代（大妻コタカは継続）、参与として大日本婦人会総務局長倉橋定（大江スミは継続）などが、就任している<sup>27</sup>。

これらのうち、副団長の井上秀と顧問の吉岡弥生は、大日本連合女子青年団において中心的な指導者として深く活動に関わってきた人物である。特に現東京女子医大の創立者吉岡は、処女会中央部以来の初代理事長山脇房子の死去以来、同団の理事長として、30年代の女子青年団運動を方向づける強力なリーダーシップを発揮している。一方、井上は、39年の吉岡の外遊中は、理事長代理を務め、「女子青年指導に就いては、学校教育と相俟つて造詣の深い方」「今後の女子青年指導者として、最も適任者であり、第一人者」と吉岡の厚い信頼を得ている人物であった。第一線から顧問に退いた吉岡は、処女会中央部・大日本連合女子青年団を通じての機関誌『処女の友』誌上で、その心境と井上が副団長に就任した背景と経緯を以下のように述べている。

長い間、及ばず乍ら、女子青年団の向上をひたすら心にかけて進んでまゐりました。

私共には国家の将来を左右する大切な若人の指導に、常々、国家の政治をとられる方々がおろそかにしてゐられることを痛惜してをりましたので、このやうに文部大臣自ら先頭に立ち統一を図り指導されるといふことは、この上ない喜びであり、長年の私共の努力も、ここにやうやく、然も立派に報いられることを心から嬉しく存じたのでした。

しかし、私には、たつた一つ、危惧する点がありました。—それは、男女青年団が統一された場合、もしも女子青年と男子青年の指導を混同するやうなことがありますまいか。勿論、国民として共通の使命をもつてたゐる以上、ある程度同一の指導訓練は大切ですが、女子青年独自の特質使命をよく生かして、女子青年にびつたりした指導でなければならぬ。そのためには、絶対によい女性指導者が加えられなければ一と、それが、唯一の然も根本的な気がかりでありました。

指令を出すのが男子である場合、女子に不適なことが、行はれ易い。実際それを行ふのが女子であれば、不適當と思つても下情が上達されないことがよくありますので、どうしても、優れた男子の指導者と共に、優れた女性指導者が必要です。その後一月十六日の結団式がめでたく挙げられる迄、幾度か、文部大臣を中心に、創立委員会を開いて、いろいろの討議研究を行つたのでありますが、以上の点から、中央地方の副団長のうち一名は是非女性をと、願ひし、進言した結果、今日、地方副団長は未だ決定いたしません、本部副団長に日本女子大学学長、井上秀子女史の就任を見ることが出来ましたことは、私どもの意のあるところが実現したわけで、この上ない喜びでございます。<sup>28</sup>

## 渡邊：1940年代前半期の女子青年団運動の指導理念と事業（I）

ここから読み取れるように、吉岡をはじめとする女子青年団関係者は、大日本青少年団の結成が、男子青年団より規模や組織度ではるかに見劣りした女子青年団を、男子のレベルに近づける大義名分が成立した点を大いに評価していた。その一方で、少年団関係者と同様、男子青年団の指導方針や組織形態に他が追従する形での一元化に対しては、「女子青年独自の特質使命をよく生かし」た「女子青年にびつたりした指導」がしにくくなるのでは、との危惧を抱いた。男女の統合で格差是正を実現する見通しがもてたというプラス面と、男性を前提としたシステムに女性が追従する形での一元化を危惧するマイナス面との齟齬をどう克服するかが、大日本青少年団における女子青年団関係者の大きな課題なのであった。

事実、外部から見ると、大日本青少年団の設立は、飽くまでも男子の訓練機関の一元化の動きとして捉えられていた観が強い。41年6月16日、教育審議会第13回総会において諮問「社会教育ニ関スル件」の答申「青少年団に関する要綱」が出されている。このなかで女子への言及は、対象年齢を規定した記述のほか、青年団の「教養訓練」で重視すべき事項の第五項目として「女子青年ニ在リテハ其ノ特性ニ鑑ミ特ニ母性ノ存養、婦徳ノ涵養ニカマルコト」を挙げられたにすぎない<sup>39</sup>。男女の訓練「一元化」の議論の下、女子の「特性」こそが、女子の団体訓練を方向づけ特徴づけるものと認識されていたのである。

### 2 大日本青少年団結成時の女子青年団の位置と期待

#### (1) 統合時の女子青年団をめぐる状況

1940（昭和15）年7月の文部省調査の結果、大日本連合女子青年団は、以下のような団体として報告されていた。

##### ○大日本連合女子青年団

団体数 一五、四九二団  
団員数 一、五七三、八八七人  
経費総額 一、四七八、〇八九円  
（地方連合団体数 七六九団）  
国庫補助 一二、五〇〇円（十四年度）

##### 事業概況

- 一、全国加盟団事務主任者協議会
- 二、二千六百年記念令旨奉戴二十周年記念施設
- 三、銃後強化施設

敬神献穀施設。生活刷新運動（生活改善＝衣食住、社交儀礼、娯楽）。生産拡充。家庭教育改善

##### 四、軍事保護事業施設

戦没者遺族援護施設。出征軍人遺家族家庭強化施設。傷痍軍人援護施設。傷痍軍人結婚相談施設

五、拓殖教育施設

興亜研究施設、全国女子青年団興亜研究協議会。拓殖訓練施設。満州開拓現地視察団派遣。開拓士結婚相談施設

六、団体統制施設

指導者養成施設。加盟団体事務連絡。団体並に事業調査。功労者並有料団体表彰。講師派遣。団体経営研究施設。団体意識の強調施設

七、体位向上施設

女子青年体力テスト。栄養知識の普及。全国体育大会参加施設

八、文書教育施設。

九、家庭科学研究施設<sup>30)</sup>

大日本青少年団結成当初は、制度的には巨大組織に組み込まれたとはいえ、具体的活動は、従来の女子青年団がそれ程、目新しい活動に着手し得たわけではない。また、青少年団の主な活動とされた軍人援護、貯蓄増強、職業飼料増産、木炭増産・搬出、各種の興亜運動、保健体育、国防訓練などは、すでに大日本連合女子青年団時代から女子青年団の手によって行なってきた活動であった。特に、全国組織の末端に位置する町村や集落では、大日本青少年団結成以前から、男子青年団との協力・分担体制のもとでの事業が実施されてきており、中央組織の再編がすぐに末端まで大きな変化を及ぼした訳ではなかったのである。『大日本青少年団史』においては、「(大日本青少年団にとって) 連合女子青年団の流れを止揚することが容易でなかった如くである」と表現している<sup>31)</sup>。

なお、ここでは、女子青年団の団員は「青年学校生徒及十四才乃至三十五才ノ未婚ノ女子青年」とされており、この年齢範囲は、大日本青少年団においてもそのまま引き継がれていった。これら女子団員に対し、本部はどのような活動を期待をしたのだろうか。

(2) 女子部の設置と管轄事項

大日本青少年団本部の女子部部长には、大日本連合女子青年団で長く幹部を務めた村上儀憲が就任している。「大日本青少年団事務局総則」(昭和16年1月16日)第15条によれば、女子部は指導課、生活課、厚生課に分かれ、青年女子に対する次のような事項を取り扱うことと定められた。

指導課

- 1 女子青年の教養訓練に関する事項
- 2 女子青年団の経営指導に関する事項
- 3 女子青年の特技指導に関する事項
- 4 軍事援護に関する事項
- 5 大陸生活指導者養成並に女子進出に関する事項
- 6 結婚相談所に関する事項

## 渡邊：1940年代前半期の女子青年団運動の指導理念と事業（I）

### 生活課

- 1 家庭科学振興に関する事項
- 2 家庭管理に関する事項
- 3 生産拡充に関する事項
- 4 消費生活に関する事項
- 5 女子青年の技能訓練に関する事項
- 6 女子青年の職業指導に関する事項
- 7 女子青年の趣味娯楽に関する事項
- 8 奉仕作業その他社会指導に関する事項

### 厚生課

- 1 結婚改善に関する事項
- 2 育児、看護、衛生に関する事項
- 3 託児所に関する事項
- 4 共同炊事に関する事項
- 5 民族の保健に関する事項
- 6 習俗改善に関する事項
- 7 女子の体位向上に関する事項
- 8 その他厚生施設に関する事項<sup>27)</sup>

これらの大半は、すでに大日本連合女子青年団時代に、事業として取り組まれていた諸事項である。大日本青少年団では、橋田邦彦のいう「一元的な訓練体系」が掛け声としては目指される一方で、現実には、単位団としての青年団、女子青年団、少年団の従来<sup>28)</sup>の事業を当面、そのままの形で取り込むことしかできなかった。女子部においては、男子の通常訓練とは相容れない家庭生活や家事・育児・健康管理をも含むこれらの領域が、男子青年団活動に一元化され得ない独自の活動領域として存在したのである。ここに、女子青年団関係者が、男子青年団主導の大組織の中で自らのアイデンティティを主張し続けることのできる足場があったのである。

### (3) 統合後の青年女子指導方針

団長の橋田にしても、女子青年団の存在への配慮なしに「一元的な訓練体系」を主張したわけではない。先の演説で彼は、「女子の教養」について以下のように述べている。

……特に留意すべきは女子の教養であります。国家内外の情勢の進展に伴い、我が国女性の担当すべき任務愈々多く愈々重きを加えて参りました。したがって女子青年の責負の自覚を喚起するとともに、其の向上を図るを要すること実に急なるものがあります。然るに従来ややもすれば女子の教養訓練が、男子のそれに較べて軽く扱われんとした傾向なしとしないのであります。大日本青少年団が男女青少年の合同体たる所以は、青少年教養訓練の一元的体系化を図ると共に、女子の実生活的教養訓練を男子のそれと価値に於て軽重

なからしめて、其の徹底を期せんとするものであります。併し其の際女性の特質に鑑みて、内容方法等に就いては充分考慮を払わなければならないことは勿論でありまして、其の組織を出来るだけ広き範囲に亘らしめると同時に、適切なる婦人指導者の活動を期待して居る次第であります。<sup>33</sup>

一方、女子部長に就任した村上儀憲は、『社会教育』誌上に、「時局下女子青年指導教育の重点はどこにおくか（一）」「同（二）」と題する論考を掲載している。そこでは、「……この一大転換期に際会し、負荷の大任を全くせしむるため、女子青年団は如何なる分野に如何なる修練と活動をなすべきか、その指導の重点はどこにおくべきか、といふことは、蓋し今日要務中の要務と信ずるのである。」との状況認識と女子青年団運動に携わってきた者としての使命感を表明している。さらに、

自主的高度国防国家体制建設の途上、個人的に、家庭的に、国家的に、各生活部面において黙々として自己向上に精進する若き女性の精神にして力強き歩みが、斯の国家的目標建設の揺ぎなき礎石たることを思へば男性のそれにも劣らぬ重要性和、輝かしき将来性を有するものである。<sup>34</sup>

と女性の役割の国家的意義を改めて強調した。述べ、さらに橋田の式辞を引いて「時局下女子青年の任務の加重と責任の並にその向上とを力説、女子の教養訓練を重視して、男子のそれと価値において軽重なからしめ、その徹底化を要望されてゐる」と、「女子の教養訓練」を男子と同等の水準に引き上げるべきことを提起している。彼は、大日本青少年団の基本方針の本部発表に先立ち、「特に女子青年指導教養上実施計画の重点として考究を要するものに就き、その大要を述べる」として、次の7つの領域を挙げている。

- (一) 団体の本義に基き日本婦道の真姿顕現をなすことである
- (二) 団体意識の強調を図り国家目的に即応する団体的実践修練に努むることである
- (三) 家庭科学の振興並に生産の拡充を図り戦時生活の実践訓練に努むることである
- (四) 育児看護衛生に関する知能を錬成し、体位の向上を図り、民族の保健増強に努むることである
- (五) 軍人援護事業に支援協力し銃後の強化に努むることである
- (六) 女性拓殖教育を振作し之が大陸進出の促進を図るに努むることである
- (七) 齋家必須の知識技能の研磨錬成を図るため、女子技能修練並に特技の指導に努むることである

これらの領域は、大日本青少年団における以後の女子青年団活動の基本路線を如実に示すものであると考えられるので、各々についての村上の解説をみておきたい。

(一) について村上は二つの短歌を紹介しつつ、「日本婦道」にかなった「良妻」「賢母」像を示している。一方で、「妻として最愛の夫を戦地に送る時、女々しき振舞をなさず、幼児を抱きつつにつこり微笑んで夫をして勇躍征途につかしむる日本女性を歌へる」もの（「出征の

兵を見送る若き妻雄々しく笑めり児を抱きつつ)、他方で「出征する一人の我が子を送る時の日本母性の殊勝なる姿を表現した」もの（「一人の吾が子を大君に／獻げまつれどかりそめの／いのちが何ぞ永遠に／輝く名こそと雄々しくも／老いたる母は泣かざりき」）である。彼は「この妻この母あればこそ日本の勇士は第一線において後に心をひかれず思いきつて又安んじて働けるのである」と評し、この「世界に誇るべき日本婦道の真姿顕揚」を青年女子の教養訓練上「第一に考えなければならない」としている。この目標達成のためには、「国体観念の闡明」と「皇道精神」の体得、「敬神崇祖の至念」の涵養、「皇国民信念の深化」、「家族制度の確認」、「婦道の顕揚に対しても武士道精神の鼓吹を必要とすること」、「先賢の顕彰」と「私淑」、日常生活上「婦徳の涵養実践を強化すること」が必要であるとする。

これらに関して指導上、実施すべき事項の主なものとしては、

- 一、神撰田経営並に献穀の行事を中心とする敬神の至念涵養
- 二、日常生活における婦道の実践事項の制定と訓練
- 三、講習会並に諸会合における婦徳の涵養とその実践訓練
- 四、賢母祭の行事を中心とする婦徳の涵養施設

が挙げられている。

(二)について村上は、「友情を基として共磨きをする団体」での団体意識を培う手段として、団服の制定や団員章の着用に加え、以下の3点を挙げている。第一に、「自治の精神を教養訓練すること」である。すなわち、「団体が活動するかしないか、団体の成績が挙るか挙らないかといふことは、団員各個の責務を果すか、果たさないかにあるといふ自覚の下に、各自がなさねばならぬことを進んでなし果すという意気に燃えて之を実践すること」であるとする。第二に、「団体的実践修養」である。女子青年団は団体訓練、集団的実績が「極めて振るはない」という問題認識から、班別組織による各種の訓練、部隊組織による集団訓練の方式の実施、生産確保を期する増産運動、戦時生活実践訓練、銃後奉仕作業、各種「修養会合」への集団的行動の「織り込」みなどへの取り組みの必要を挙げた。

これらの「団体的実践訓練」を通して「国民的性格錬成の実を挙げる」ことが重要であるとする村上はさらに、団体活動自体の充実のため、単位団・分団の経営研究会を全国各地で開催し、単位団の経営指導強化と分団の充実振興をはかるとの同団本部の方針を明らかにしている。

(三)については、「女性のみが分担する家庭生活の合理化、延いては一国の物資労力の上如何に広範且甚大なる影響を持つかと思ふとき、『掃箒を掃る手』は又諸他の生活面に於て、偉大なる鍵の所有者であるといふことを強く首肯されるであらう」との考えを述べたのち、「一、家庭科学の振興」については、1、国民食の科学的研究、2、被服の改善、3、台所の改善、4、廃品死蔵品の更生利用、5、家庭労力の合理化等を挙げている。特に国民食については、長期戦に備えるために家庭生活上で物資の節約を図ると同時に、なるべく経費が少なく「栄養に事欠かぬ科学的根拠に立つ国民食」に関する知識の普及が「女子青年指導上極めて大切」とあり、本部ではこのために「家庭科学研究室」を設置して研究に努めることになったと述べている。

「二、生産拡充」については、開墾拓土空閑地ならび宅地の利用、生産増加の研究、能率の

増加等の奨励指導によって、増産運動の実績を向上させるべきことを挙げている。「三、戦時生活の実践訓練」では、一を基調とし、家庭生活の合理化、生活の共同化、消費経済の改善を図ることに加え、「1、救急看護訓練、2、防空防災訓練、3、其他共同炊事等の団体訓練」等によって平素から十分な訓練をするべきことを挙げている。これに関わる本部事業としては、女子青年指導者を対象に、戦時生活に関する実践訓練的な総合講習会を中央で1回、さらに64の地方別に行う計画であるとしている。

(四) では第一に、「結婚観の確立と結婚改善の問題」が挙げられる。「女子青年に正しき結婚観を確立せしむると共に、従来の虚栄的な結婚様式を排除し、明朗簡素にして而も厳肅なる様式の徹底を期さなければならぬ」とし、全国各地別の結婚改善講演協議会の開催の計画に言及している。第二に、「育児看護衛生に関する実際的知能の錬成」を挙げる。「人的資源確保」「幼児の死亡高率」を背景に、「育児看護衛生に関する実際的知能の錬成」と家庭および「非常時」の看護法が掲げられ、本部ではこれに関わる講習会が計画されていることを述べている。第三には「次世代の国民に重大なる関係を及ぼす」「女子青年の体位の向上」が掲げられている。「体力管理」事業が男子のみに行われ、女子に及ばないことが問題視され、本部の方針としては特に「女子青年の体育奨励に就き諸般の施設を講ずること」と「地方団を選んで体力検定の実施をなすこと」が示されている。

(五) では、将兵ならびに出征軍人遺家族および傷痍軍人に対する軍事援護事業を、「銃後の推進力たる女子青年の立場から、一層支援協力の実を挙げなければならぬ」ものとする立場から、第一に出征軍人に対する感謝慰問、第二に出征軍人の遺家族に対する援護に協力し、「名誉ある家庭の矜持を堅持される様に」すること、第三に、「名誉ある傷痍軍人」に対する支援協力を挙げている。村上は、本部では、軍人援護事業を強化する趣旨の下に、青年女子指導者を対象とする地方別の講習会および、軍人遺族である青年女子の指導を目的とする講習会を数ヶ所で行う予定であることを明らかにしている。

(六) では、大東亜共栄圏建設という国策の実行、および「農村救済の最良の根本的方策」のために、「重大なる使命を帯びて、未墾の新天地に平和郷建設の聖鏃を揮ふ多数の青年拓士の聖業」が「有終の成果を収める」べく、「善き伴侶を後続部隊として送り出すことが、国策に協力する重要問題」であるとしている。そこでは、青年男子に「渡満」を奨励すると同時に青年女子の大陸進出を図り、その「花嫁の教養訓練に大いに力を注がねばならぬ」としている。それは「世界に誇るべき日本婦道」の移植にもなるという。

そのために、本部では、「興亜建設の国策的意義を理解せしめ、之が大陸進出を促進する」ための「大陸進出啓蒙運動」として女子大陸開拓講演協議会を開催すること、女子青年団の指導者や幹部が満蒙開拓の認識を深め国策に副う指導を行わしめるために、女子青年指導者拓殖訓練校集会を全国の地方別に行うこと、女子の「大陸進出者」「進出希望者」に対し、大陸事情にかかわる教養訓練を行うため、女子大陸進出教養訓練講習会を中央で二回、三週間にわたって開催すること、満蒙開拓に携わる青年男子に伴侶者を斡旋する拓士結婚相談所を開設し、専門職員を置いたこと、単位団に興亜部の設置を奨励し、女子拓殖教育の振興のための活動を奨励していることなどを紹介している。

## 渡邊：1940年代前半期の女子青年団運動の指導理念と事業（I）

(七)については、技能修練に関する教典の編纂と地方団における技能修練検定の方法等について、計画を進めているとだけ触れられている。

以上のような七つの項目について言及した後、村上は次のように述べている。

……機構の一元的統合に決して運営の画一化を意味するものではない。郷土より遊離せる運営は発展の可能性はない。それと同時に女子青年指導上留意すべきことは、一言以って掩へば男子の青年と自ら本質的に異なる指導を要するといふことである。(中略)

女子指導者は根本に於て女子青年も男子青年も同質同列において、女子の特質を忘れて訓練するといふやうなことがあつたならば、女子として真に負荷の大任を全うせしむることは出来ないことをはつきり明記して貰ひたい。

このような村上の提起とは対照的に、大日本青少年団においては、「寄合所帯の解消と一本化」が次の段階の課題であった。同団においては同年8月1日付で前記7部制が廃止され、総務、教養、保健衛生、国防訓練、勤労作業の5部制に改められた。これと同時に女子部も、青年部や少年部とならび、姿を消すこととなった。だが、このことは必ずしも村上の提起した女子独自の事業を後退させるものではなかった。その後、組織上の区分に沿う形で、彼の提起は具体的な事業の中に着実に活かされていった。女子部の解消は、女子青年が男子青年と肩をならべて重要な運動担当者として進出したことを意味すると解すべきでもある」と『同団史』で評されている<sup>34</sup>。

### 3 統合後の女子青年団をめぐる経緯と指導方針

『大日本青少年団史』では、1941-45年の同団の方針と活動の流れが、a「基抵組織の強化を図る」(41年)→b「国民運動団体に移行される」(42年)→c「戦時必勝体制の確立へ」(43年)→d「戦時非常措置から決戦措置へ」(44年)→e「終末と復活」(45年)と示されている。この大日本青少年団の活動経緯から、女子青年団に関わる動向を抽出してみよう。戦局の変化を背景に、大日本青少年団という枠組の中において女子青年団や青年女子自身に向けられた期待や突きつけられた課題は増大した。その状況の変化と結節点を、いくつかの重要局面や重要文書(通知や通牒)などを手がかりに見ていく。

#### (1) 「基底組織強化」期

##### ① 女子部から保健厚生部厚生課へ

青少年団女子部が存続した約7カ月間に「女子青年独自」の運動として実施したのは、1941(昭和16)年8月の戦時生活女子青年訓練講習会と同年10月の戦時栄養指導講習会のみであった。前述のように、同年8月の機構改革で女子部が姿を消すと、「女性独自の栄養・保健・結婚指導・育児・看護・託児所・共同炊事等」が保健厚生部の厚生課の担当事項となった。

政府は同年8月末の閣議で労務緊急対策を決定した。大政翼賛会でも「国民皆労運動」を

呼びかけて、勤労報国隊の組織をすすめ、特に女子の勤労働員の拡充強化を図るとともに、文部省では学生生徒については学校報国団の隊組織による動員即応への切り替え、青少年団においても、非常動員を指示している。これらを受けて同団では、「託児所共同炊事奉仕指導者養成講習会」のほか、都市部の女子青年団員を直接農村に派遣し、農繁期に勤労奉仕させて食料増産に寄与させようとの農村勤労奉仕を実施した。これは「予想以上の成績」から、都市青年女子の農村勤労奉仕は次年度から非常な勢いで全国的に広がった。

## ② 「青少年戦時実践指針」と大政翼賛会

1941年12月8日、日米開戦の当日に、大日本青少年団長である文部大臣橋田邦彦は、団長訓令第二号「全国青少年団員に告ぐ」を通達した。それに伴い「一、必勝信念を堅持せよ」「一、国土防衛に挺身せよ」「一、職域奉公に邁進せよ」「一、心身を積極的に鍛錬せよ」を内容とする「青少年団戦時実践指針」が出され、地方団長はその趣旨を徹底することを要望された<sup>36</sup>。地方団ではこれを受けて様々な形で、活動が開始された。翌42年度の青少年団の目標は、「指導強化」であった。具体的には、「指導者網の組織を完備し、各団における中心的存在たるべき指導者を錬成すること」を重視し、道府県団の事務局充実整備、地方庁の青少年教育への指導陣容の強化のために半額の国家補助をなすこと、本部事務局員を各道府県団に1名ずつ駐在せしめて地方団を強化すること、地方団において指導者の錬練と拡充を行なうこと、などを意味した。

だがこの年、閣議決定による大政翼賛会の体質改善にともない青少年団を加えた6つの国民運動団体の吸収問題が突如浮上し、「青少年団の存在の根底から揺り動かした」。結果的に、青少年団の性格は「不変」とされたものの、団則の改正により、団長が文部大臣ではなくなり、同団は大政翼賛会の傘下におかれる団体となったという<sup>37</sup>。また、外務省を通じて、新中国から青年運動の組織経営について指導協力が求められ、朝比奈副団長が7月末から九月初めまで中国大陆に渡った<sup>38</sup>。

同年度の地方団事業で本部から補助金を交付された活動には「女子」を銘打ったものが多い点が注目される。「女子戦時生活指導」「女子戦時生活訓練」「女子防災訓練」、「女子戦時生活指導」、「女子戦時生活徹底運動」などがあつた。当時の同団「顧問・新議員・参与」レベルにおける、青年女子認識とその期待は、以下のようであったという。

農村青年の都会への出稼ぎや、兵役に服し、或は出征するに従って、女子の双肩にかかる勤労はますます加重される。小学校を卒業しただけで、青年学校にも就学しない絶対多数の女子青年の教養をたかめる必要は喫緊の要務をいえる。文部省も女子青年学校の義務性は時間の問題としているが、今後ますます除し青年の団体活動が重要視される以上、女子についても青年学校教育を義務制とし、若き勤労女性すべてを団運動の中に於て、鍛錬、共励切磋し、銃後女子青年の覚悟と自主的な活動を切実に期待される。<sup>39</sup>

③ 結婚相談所の設立

大日本青少年団では、1941年5月に地方団の協力を求め、「優秀な結婚改善」の事例について、動機、改善の実績、特に苦心した点、社会的な影響、改善規約（申合事項）美談等に関して集めるよう依頼している。

さらに同年同月には、結婚改善問題懇談会が開催され、厚生省優生課長、同生活課長、同技師、優性結婚相談所長、東京市結婚相談所主任が参会し、「正しい結婚観、生活刷新、冗費節約、結婚式様式の確立、あるいは人口政策上、国民の質の改善並に量の増加より見たる結婚の改善につき意見の交換を行い、青少年指導の要点として、優生の真意義の徹底、青年の純潔を守ること、個人の結婚観から国家民族的結婚観に飛躍せしめること、女子青年に対し母性の国家的使命を認識せしめ、正しい結婚観を確立せしめること、都市青少年の錬成に努めることなどが結論として出された」。

本部では同月、「名誉ある傷痍軍人や大陸に鉄をふる開拓士に対して進んでその配偶者となるとともに、結婚によって国家的使命を行わずを自覚せしめるべきである」とし、結婚相談所を設けた。「規程」は以下のようなものであった。

大日本青少年団結婚相談所規程

第一条 本所ハ大日本青少年団本部ニ開設ス

第二条 本所ハ傷痍軍人、開拓士一般男女青年ノ結婚相談ニ応ジ進ンデ其ノ斡旋ヲナストモニ結婚問題ニ関スル調査並指導ヲナスヲ以テ目的トス

第三条 本所ハ左ノ事業ヲ行フ

- 一、傷痍軍人並開拓士ノ配偶者ヲラントスル女子青年ノ結婚相談及斡旋
- 二、傷痍軍人並開拓士ノ結婚相談及斡旋
- 三、一般男女青年ノ結婚相談及斡旋
- 四、結婚問題ニ関スル調査指導
- 五、其ノ他前条ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事項

第四条 本所ノ事務ハ大日本青少年団女子部厚生課ニ於テ之ヲ掌ル

第五条 本所ノ経費ハ大日本青少年団ノ予算ノ定ムル所ニヨリ之ヲ支弁ス

第六条 本所事務処理ニ関シテハ大日本青少年団事務局長之ヲ定ム<sup>40</sup>

結婚相談・斡旋の希望者は、関係書類を相談所に送付し、同所で適当と認め、両者の希望が一致した場合に、見合斡旋を行うものであった。結婚が決まると、結納を交わし挙式するが、希望により、結納金男子20円、女子10円、挙式経費双方10円ずつ（衣類調度は持ち合わせのもの）の支出のみで、結婚・挙式の一切が無料で斡旋された。式後は直ちに結婚届による入籍手続きを行い、さらに開拓士の結婚には、激励と祝福の記念品を送ることとされた。同所には9月までに男子55件、女子120件の申込みがあり、通信による相談は毎日数十通、結婚の成立は13件あったという。同年9月3日、日本青年館神殿で開拓士の結婚式が行われ、副団長以下が列席した。また翌42年1月7日には、同所で二人の開拓士との合同結婚式が挙

行されている。"

(2) 「国民運動団体」期

① 「農村勤労奉仕」と「戦時家庭教育指導要項」

大日本青少年団本部では、1942年4月6日付で、都市女子青年農村勤労奉仕について、各地方団長宛に次のような「都市女子青年勤労奉仕選出実施要項」を出している。

○ 都市女子青年勤労奉仕選出実施要項

一、実施方法

1 奉仕作業

奉仕作業ハ農繁期（春期及ビ秋期）ニ於ケル共同炊事並託児所トス

2 奉仕者ノ資格

奉仕者ハ勤労精神ニ徹シ心身共ニ健全ニシテ農繁期ニオケル農村ノ奉仕ニ堪エ得ル十八才以上二十五才迄ノ女子青年団員タルコト

3 奉仕者出動班数

各市青少年団ト連携ノ上出動班数ヲ予メ調査シ、勤労奉仕班ヲ組織スルコト

4 奉仕期間

奉仕期間ハ可成共同炊事並託児所開設当初ヨリ終了迄全期間トシ、全期間奉仕不可能ノ場合ニアリテハ最低一週間ヲ下ラザルコト

奉仕期間ハ十日以上ニ亘ルトキハ交替制ニヨルモノトス、但シ交替方法ハ一時ニ一班全員ノ入替ヲ行ワズ、部分的ニ行イ漸次全員ニ及ボスコト

5 班編成

奉仕内容ニ即シ左記ニヨリ的確ナル員数ニ基キ班編成ヲナスコト

○班ノ編成ニ際シ事前ニ健康診断ヲ実施シ、結核、皮膚病其ノ他伝染性疾病アルモノヲ除クコト

○年令、教育程度、性格等ヲ考慮シ、實際的ニ編成スルコト

○一施設ニ附基本員数ハ次ノ如ク編成シ、共同炊事、託児所両施設設置ノ場所ニ派遣スルヲ原則トスルコト

共同炊事 三人

託児所 三人

両施設ニ対シ一班六人

○班員中人格識見共ニ優レ然モ指導能力アル者ヲ以テ班長トシ、奉仕期間中班員ノ統制、生活訓練ノ指揮ニ当ルコト

6 予備訓練

出動ニ際シ隊及班ノ編成決定ト共ニ合宿訓練ヲ行イ、精神的技術的訓練ヲ左記（原文はタテ書き——引用者）内容ニヨリ錬成シ、実施ニ際シテノ万全ヲ期スルコト

奉仕精神ノ昂揚

## 渡邊：1940年代前半期の女子青年団運動の指導理念と事業（I）

奉仕地域、施設ノ実情認識

實際的技能ノ修練

集団訓練

### 7 奉仕者ノ服装及携行品

奉仕者ノ服装ハ輕装ヲ旨トシ、華美ニ流レズ、携行品ハ事前打合調査ニ基キ充分準備シ置クコト

特ニ必要ナル遂行品ハ次ノ如シ

作業衣（モンペ、エプロンハ必ズ持参）下駄、三角巾、筆記用具、日用品、印鑑、着替（氣候ノ変化シ易キ季節ニツキ）常備薬等

### 8 奉仕期間中ノ生活訓練

○奉仕期間中ハ班員ヲ中心トシテ朝夕ノ行事等ヲ規律正シク行ナフハ勿論、常ニ団体的行動ヲ主トシ、適宜厚生運動ヲ行イ、健康ニ留意シ、女子青年団員タルノ本領ヲ發揮スルコト

○奉仕中ノ貴重ナル体験ヲ生カシ、将来ヘノ参考ニ資スルタメ、奉仕日記、研究調査事項等ヲ記録スルコト

### 9 奉仕地女子青年団トノ交歓

奉仕期間中地元女子青年団並一般婦人トノ座談会、共同奉仕（赴援班ニ地元女子青年ヲ組入レル）合同生活訓練等ノ共励切蹉ヲ行イ、相互ノ意志ノ疎通ヲ図リ、当奉仕ノ成果ヲ充分發揮スルコト

尚、部落常会等ニ参加スルコト

### 10 経費

奉仕班ノ編成並訓練ニ要スル諸経費ハ奉仕側ニ於テ、請入ニ要スル諸経費（隊員旅費、食費、宿泊費等）ハ請入側ニ於テ負担スルモノトス

## 二、指導督励法

### 1 大日本青少年団本部ニ於テ実施スベキ事項

○農林省、帝国農会、産業組合中央会、其ノ他関係官庁、団体ト密接ナル連絡ノ下ニ当奉仕ニ関スル諸般ノ企画並指導督励ヲナスモノトス

○四月下旬全国七団所ニ於テ地区別協議会ヲ開催シ、趣旨ノ徹底並実施方法ニ関スル協議ヲ行ウモノトス

○講師ノ派遣

本訓練ノ実施ニ関シ必要ニ応ジ本部ヨリ講師ヲ派遣シ、本件遂行ニ協力セシム

○道府県団提出ノ実施計画並ニ実施成績書及本部ヨリノ調査員ノ報告ニ基キ、実績ヲ発表シ、次年度ノ企画並指導ノ資料トス

○実施要綱、訓練要綱等ノ諸資料並本件実施ニ必要ナル基礎資料ヲ作成シ印刷配布ス

### 2 道府県団ニ於テ実施スベキ事項

○本部ノ方針ニ基キ道府県庁関係各課並道府県農会、産業組合中央会道府県支会ト緊密ナル連絡ノ下ニ実施ニ関スル企画、指導其ノ他実施上ノ主体トシテ遺憾ナキ措置ヲ講ズ

ルコト

○奉仕者ノ選出並ニ編成ヲ図ル為關係方面トノ協議会、指導者練成会、其ノ他必要ナル措置ヲ講ズルコト

○各市青少年団ト連携ノ上、出勤班数ヲ予メ調査シ、勤勞奉仕班ヲ組織スルコト

○実施前予メ奉仕地域、施設、当事者トノ打合ヲ充分ナサシメ、設備状況、担当スベキ任務ノ内容及期間、ソレニ要スル勞力、宿所ノ状況、奉仕地区ノ民情、風習、嗜好、其ノ他ニ関シ、詳細ニ調査スルコト

○本件遂行ニ関スル実施計画並ニ実施成績書ヲ作成シ、遲滞ナク本部宛報告スルモノトス

○各般ニ渉ル調査ヲ実施、意見ヲ具シ隨時本部宛報告スルモノトス

3 都市区団ニ於テ実施スベキ事項

道府県団ノ指示並ニ実施事項ニ準ジ事務ヲ処理スルト共ニ、単位団ノ指導ニ当ルモノトス

4 町村団ニ於テ実施スベキ事項

上級団ノ指示並ニ実施事項ニ準ジ、事務ヲ処理スルト共ニ単位団ノ連絡調整ヲ図ルモノトス

5 単位団ニ於テ実施スベキ事項

上級団ノ指示並ビニ実施事項ニ準ジ事務ヲ処理スルト共ニ、本件遂行ノ根幹ヲナス諸種ノ訓練ハ機会アル毎ニ実施スルモノトス

尚、直接奉仕ヲ請入タル地元単位団ニアリテハ、全面的ニ之ニ協力シ初期ノ目的ヲ達成セシムル様努力スルコト<sup>42</sup>

また文部省社会教育局長及び農林省農政局長の連署による地方長官宛の通牒「都市女子青年農村勤勞奉仕実施に関する件」は5月20日に出された<sup>43</sup>。さらに、これらの趣旨を説明する物として、同年5月7日発社128号の文部次官の通牒「戦時家庭教育指導に関する件」が出された。その内容は以下の「戦時家庭教育指導要項」に示したものとされる。

○ 戦時家庭教育指導要項

一、我国ニ於ケル家ノ特質ノ闡明並ニ其ノ使命ノ自覚

二、健全ナル家風ノ樹立

イ、敬神崇祖      ロ、敬愛、親和、礼節、謙讓      ハ、一家和楽      ニ、隣保協和

三、母の教養訓練

イ、国家觀念ノ涵養      ロ、日本婦道ノ修修      ハ、母ノ自覚

ニ、科学的教養ノ向上      ホ、健全ナル趣味ノ涵養      ヘ、強健ナル母体ノ鍊成

四、子女ノ薰陶養護

イ、皇国民タルノ信念ノ啓培      ロ、剛健ナル精神ノ鍛鍊      ハ、醇乎タル情操ノ陶冶

ニ、良キ躰      ホ、身体ノ養護鍛鍊

### 五、家生活ノ刷新充実

- イ、時局認識      ロ、家庭経済ノ国策ヘノ協力      ハ、家生活ニ於ケル科学ノ活用  
ニ、家族皆勞      ホ、隣保相扶      ヘ、国防訓練      ト、家庭娯楽ノ振興<sup>44</sup>

この文部次官通牒を下敷きに、大日本青少年団では、地方団の女子戦時生活指導者錬成会を四泊五日程度で実施する計画を示した。

また、この時期には「女子青年に国土防衛の重任を担当してもらわねばならないとする気運は、大東亜戦争の勃発の後に大きく動き出した」という。大日本青少年団では道府県青少年団に対し、防災防空に関する女子青年指導者の多数の錬成とその配置を期し、本年度当初の5月から12月まで全国47道府県においてこの錬成会を開催し、消火・防災・炊出し・救急看護の現地訓練をはかっている<sup>45</sup>。

### ② 本部女子専門委員会の設置と協議

1942年10月6日に大日本青少年団専門委員会総会が開催された。同会では、翌年1月15日の任期満了を迎える朝比奈・井上両副団長が、新たに東条大政翼賛会総裁の委嘱によって再任された。それに伴って同団の審議員も決定され、女子青年団関係では新たに大妻コタカ、竹内茂代が新たに審議員になっている。

さらに17名の専門委員の参加を得た同会においては、青少年組織（青少年組織の一元化の問題）、青少年の教養訓練（教養訓練の内容）、指導者（指導者錬成の内容、方法、組織）、保健体育（体力増進と保健衛生）、女子青年指導者（指導の目標、女子労働、女子青年団の振興と女子青年学校義務制）、大東亜青少年運動（興亜教育の理念、共栄圏内青少年の教育と運動展開の方策）の6つの分科会が設置されることとなった。

このうち青年女子の指導者問題を検討する第五委員会には、倉橋惣三、羽仁もと子、山脇敏子、戸倉はる、上泉秀信、斎藤潔、青木誠四郎が配置された。この専門委員会は、42年12月4日を第一回とし、その後十回に及ぶ分科会を開催し、女子青年団指導の実際について研究討議を重ねた。委員は、鈴木団長を中心とし、下村寿一（当時東京女子高等師範学校長）の他、顧問吉岡弥生、副団長井上秀、審議員竹内茂代、同大妻コタカ、同三島通陽、伊福部敬子、参与大江スミ、大橋広、神泉秀信、青木誠四郎であった。

同委員会では、43年1月19日には、「(一) 女学校出身で未婚者は、郷土の女子青年団に入り、幹部団員として活動すべきである。女学校長は団の顧問になり、家政科の先生は団の指導者になることが肝要である。(二) 女子の貞操問題が戦時には問題になる。それゆえあらかじめの手段を講ずべきであって、家の和、家の力を身につけて進むべきである。(三) 女子の第一線指導者は若い女性が良い」<sup>46</sup> との内容の協議がなされた。

### ③ 「女子青年団興亜運動要綱」にみる「国民化」の方向性

1942年（昭和17）度に「青少年団興亜運動実施要綱」が出された。同要綱に基づいて、特に女子青年団の興亜運動を強化する目的をもって、同年、以下のような「女子青年団興亜運

動要綱」が策定された。その意図について『大日本青少年団史』では、以下のように述べられている。

……男子はすでに義勇軍があり、大陸に開拓の鋤をふるう。各地の移民開拓地では、よき伴侶を求めている。狭い国土を離れて王道楽土を理想に掲げた満州の原野にわが民族の花をうるわしく咲きほこらすためには、若くたくましい女性の進出を待つほかはない。閉鎖的である農村の女子に使命観を堅持してもらい、進んで海を渡る決意をうながす必要がある。これは既に文部、拓務両省によって国策として指導されているところであり、このために指導者を養成し、すでに満州国を視察したり、開拓地を慰問したり、或は興亜勤労奉仕隊として参加した者を以て挺身隊を組織せしめ、国策目的の実現を期そうとするものである。<sup>17</sup>

このような趣旨をもった同要綱は、以下のようなものであった。

## ○ 女子青年団興亜運動要綱

### 一、指導ノ目標

- 1 我ガ国体ノ原理ニ徹シタ日本のナ国家観、人生観、世界観ヲ体得セシメ、大東亜共栄圏ヲ確立シ世界新秩序ノ建設ヲ推進スベキ日本民族ノ歴史的使命ト光荣トヲ自覚セシムルコト
- 2 神代以来、皇室ヲ中心トシテ一家族国家ヲ形成シテ来タ日本ノ社会組織ノ基礎的単位デアル家族結合ノ意義ヲ正シク認識セシムルト共ニ、家族道徳ヲ更ニ高メテ国民結合、民族結合ノ範囲ニマデ押シ拡ゲルコト口換言スレバ家族愛ヲ祖国愛、人類愛ニマデ高メテ、世界的秩序建設ノ理念タルベキ新タナル道徳観ヲ把握セシムルコト
- 3 子孫ヲ産ミ育テ、民族ノ生命ヲ弥栄ニ繁栄サセル母胎デアル女性ノ地位ト使命トニ対スル自覚ヲ喚起シ、古イ歴史ト伝統トヲモチ高イ人倫トシテ発展シテ来タ日本婦道ノ精髓ヲ継承シ、新タニ昂揚シテ正シキ結婚観ヲ把握セシメ、家庭生活ノ健全化ト明朗化ヲ期スルコト
- 4 科学思想ヲ振興シテ今日ナオ国民生活ノ凡ユル部面ニ執拗ニ巢喰ッテイル種々ノ迷信ヤ偏見ヲ一掃シ、保守退嬰ヲ排シテ進取創造ノ精神ヲ涵養スルト共ニ、高雅ニシテ豊カナル情操ヲ陶冶シ、興亜ノ指導民族タル大国民的性格ヲ錬成スルコト
- 5 強靱ナル体力ヲ錬成スルト共ニ利己的ナ動機カラデハナク国家、社会ノタメニ御奉公スルノデアルトイフ国民勤労精神ヲ昂揚シテ、興亜国策ニ挺身参加スルノ気魄ト能力トヲ養成スルコト

### 二、指導方針

#### 1 興亜教育ノ徹底

イ、天壤無窮ニシテ古今ヲ通ジテ謬ラズ中外ニ施シテ悖ラザル日本国体原理ノ顕現過程デアリ歴史的事実デアル国史ニ対スル認識ヲ深メルコト

## 渡邊：1940年代前半期の女子青年団運動の指導理念と事業（I）

ロ、東亜ノ建設ハ皇祖天照大神ノ御精神ヲ大東亜ノ諸地域ニ顕現シ奉ルタメノ天業恢弘ノ聖業デアリ、十九世紀的ナ自由主義精神ヲ克服シテ新シイ世界ヲ建設スルタメノ世界史的転換運動デアルコトヲ確認スルコト

ハ、大東亜ノ諸地域ニオケル各種ノ事情ニ対スル一般的ナ認識ヲ与フルコト

ニ、大東亜建設ノ重要ナル基礎デアル満州国ニ対スル認識ヲ昂メルコト

### 2 興亜生活ノ実践的訓練

イ、生活ヲ科学化スルコト、特ニ衣食住ニ関スル科学的知識ト技能トヲ訓練スルコト

ロ、保健衛生、育児、看護、治療、体育、休養等ニ関スル一般的知識ト技能トヲ養成シ訓練スルコト

ハ、機械、器具並ニ役畜等ヲ利用スル農耕及ビ農産物ノ加工等ニ関スル技術ヲ習得セシメルヨウニ訓練スルコト

ニ、生産ト消費ノ両面ニ亘ル生活ノ共同化ヲ促進スルタメノ実践的訓練ヲ行フコト

ホ、敬虔ナル宗教心ヲ涵養スルト共ニ種々ノ迷信、偏見等ヲ打破シ芟除スルコト

ヘ、礼儀作法、高尚ナ趣味、健全ナル娯楽ヲ始メ、一般的教養ヲ高メルタメノ訓練ヲ強化スルコト

### 3 拓殖事業ヘノ参加協力

イ、拓殖事業ニオケル女子ノ役割ノ重要性ヲ認識シ、大東亜ノ諸地域特ニ現段階トシテハ満州ヘ日本女性ガ大量ニ進出スル氣運ヲ醸成スルコト

ロ、政府並ニ民間団体ニヨッテ実施セラレツツアル拓殖事業ニ対シテ積極的ニ協力シ、開拓国策ノ遂行ヲ推進スルコト

## 三、実施要領

### 1 指導者ノ養成ト配置

イ、女子青年団興亜運動研究協議会ヲ開催シ指導方針ノ徹底ト具体的実践化ヲ図ルコト

ロ、各種ノ講習会、錬成会等ヲ開催シ指導の人物ヲ養成スルコト

ハ、大東亜ノ諸地域ヘ派遣シ、指導者トシテノ条件ヲ具備セシメルコト

### 2 推進組織ノ確立

本運動ヲ強力ニ展開スルタメ左記ノ要領ニヨリ推進組織ヲ確立スルモノトス

#### 女子青年団興亜挺身隊組織要領

一、性格及ビ目的 大日本青少年団ノ組織ニ屬シ、地方団ノ女子部又ハ興亜部ニ外郭トシテ女子青年団興亜運動ヲ推進スルタメニ活動スル志向ヲ同ジクスル女子青年団ノ組織トス

二、名称 女子青年団興亜挺身隊ト称ス

三、信条 一、私達ハ興亜聖業ノ達成ニ挺身シ、至尊ノ人御心ニ副イ奉ランコトヲ期シマス。 一、私達ハ大日本女子青年タルノ矜持ヲモチ、次代ヲ担フニ足ルベキ修練ヲ励ミマス。 一、私達ハ日本婦道ヲ承ケ継ギ高メテ興亜生活ノ実践ヲ誓イマス

四、役員並ニ幹部 隊ノ役員並ニ幹部ハ大日本青少年団本部及道府県青少年団ノ役職員中ヨリ適當ナル者ヲ選ビ之ニ充テルモノトス

- 五、隊員 女子青年団ノ幹部又ハ団員ニシテ本部並ニ同府県団主催ノ興亜教育講習会、興亜生活訓練会、興亜運動指導者錬成会ノ課程ヲ終了シタル者及興亜勤労奉仕隊其他ノ現地派遣隊ニ参加セル者ヲ以テ隊員トス
- 六、編成 道府県ノ区域ヲ単位トシテ本隊ヲ結成ス
- 七、運営 本体ハ大日本青少年団本部並ニ道府県青少年団ノ指導ト監督ノ下ニ活動セシムルモノトス。但シ隊員ノ自主創意性ヲ十分發揮セシムルヨウ特ニ留意スルコト<sup>48</sup>

同年9月21日-10月10日に、女子青年団興亜運動地方ブロック別研究協議会が経費本部負担で開催され、1府県団5名ずつ、計約200名の女子の興亜部長や興亜運動の中堅指導者、満州建設奉仕隊に参加した者、大陸現地を視察した者など幹部団員が召集された。その参加者全員により、以下のような申し合わせがなされた。

#### 実践申合事項

- 一、興亜教育徹底の一方法として「興亜室」の装置拡充運動を展開すること
- 二、興亜生活の実践訓練として、女子青年常会の運営に力点を置き、保健衛生、育児看護、生活の科学化等に関する知識と技能を習得せしめ、これを日常生活に具現するよう常会を通じて指導すること
- 三、拓殖事業への積極的参加協力として、満蒙開拓青少年義勇軍並に花嫁候補として渡満せる開拓女子青年に対する慰問激励を不断に行うこと

このような申し合わせの結果、女子青年団興亜挺身隊の結成案が熱意をもって迎えられ、前記要綱に盛り込まれたのだという<sup>49</sup>。

### (3) 「戦時必勝体制」期

#### ① 「戦時女子青年団錬成要綱」にみる女子への具体的期待

1943（昭和18）年8月には、「本団の女子青年指導の実績を総合し女子青年団運動の中心的骨格ともいふべき」「戦時女子青年団錬成要綱」の草案が完成し、同20日に各都道府県団あてに通牒された。下村寿一（東京女子高等師範学校長）は、同要綱について、

本案は本部の青少年教育研究所の協力を得て出来たもので、相当完備していると確信致しますが、実際に当ってはなお研究を要する点が出て来るかも知れませぬ。しかし今や女子青年の任務は一瞬だにゆるがせに出来ず、至急その組織の力を活用して大東亜戦争必勝の体制を確立し、これが実践を展開し、天壤無窮の皇運を扶翼し奉らねばなりせまん。仍てここに一応の<sup>50</sup>研討を終えて、全国の女子青年団指導者各位に周知徹底方を望む次第であります。<sup>50</sup>

と述べている。

## 渡邊：1940年代前半期の女子青年団運動の指導理念と事業（I）

同要綱は、「趣旨・実施方法」と「戦時女子青年錬成の基本目標」、そして六つのグループに分けた具体的目標からなる詳細なものである。戦時期の女子青年団の指導方針を明確にするための重要な手がかりなので、少し丁寧に内容を跡づけておこう。

まず、その「趣旨」では、「決戦二次格決戦ヲ以テスル長期総力戦」下で「国家ノ女子青年ニ期待スル処真ニ大ナルモノアリ」として、女子青年の錬成が「最モ喫緊ノ要訣」であるとの認識を示した。そこでは、女子青年団の当時の状況への憂慮から「速ニ強力ナル決戦体制ヲ確立シ決戦下女子青年ヲシテ皇国ノ道ニ則リ、必勝信念ヲ堅持シテ、日本婦道ノ体得ニ努メシメ、大イニ体力ノ増強ヲ図リ物心両面ニ亘リ決戦生活ノ徹底ヲ期シ、女子勤勞動員体制ヲ整備シテソノ使命ヲ完遂」させることが目指された。

「錬成ノ方針」としては、以下の五つの方針が挙げられた。

- 一、国体ノ本義ニ則リ日本婦道ノ修練ニ努メ、家ノ特質ヲ自覚シ健全ナル家風ノ樹立ニ挺身スルノ信念ヲ徹底スルコト
- 二、必勝信念ヲ堅持シ生産力ノ拡充、食糧増産、貯蓄増強等女子青年タルノ任務ヲ完遂シ、決戦体制ノ確立ニ努ムルコト
- 三、大東亞戦争ノ益々苛烈ナルニ鑑ミ、団体訓練、動員訓練等ヲ徹底シ、国土防衛ノ任ヲ完ウセシメ、又大イニ軍人援護等ニ其ノ特性ヲ發揮スルコト
- 四、戦時教養訓練ノ強化ヲ図リ、日日創意工夫ノ科学的生活ヲ実践スルト共ニ、感謝力行ノ生活態度ニ徹底スルコト
- 五、心身共ニ強健ナル母性タルベキ覚悟ヲ振起シ、特ニ体力ノ増強ニ努ムルコト<sup>31</sup>

これらは「日本婦道」の体得による「家」制度の維持強化、生産活動による戦時体制の維持増強、「銃後の護」と軍人援護の強化、戦時日常生活の引き締め、「母性」としての心身の強化、とまとめられよう。さらに、同要綱の実施に先立ち、まず女子青年団の組織の整備充実が「焦眉」の課題であるとされ、都道府県団、郡市区団、単位団、各々において実施すべき事項を挙げている。そこでは、特に中等学校・専門学校卒業者を含む女子青年団員該当者の網羅的組織と移動の掌握、分団長・班長への女子青年団員の選任、動員体制の確立、任務の自覚と他団体との緊密な連絡、適切な事業の計画と系統的組織的な実施の徹底、女子青年団への一般の理解を深めること、民間の指導力の吸収などが重視されている。また本要綱の実施上、農村都市を含めた地域の実情への考慮、実際生活に即応させるための青年学校の教授・訓練との緊密な連絡、内容に応じた指導方法の検討（個人指導を含む）などが、注意事項とされた。

次に、「戦時女子青年錬成の基本目標」としては、

- 一、万邦無比ナル国体ノ本義ニ徹シ、日本女性タルノ感激ト矜持トヲ以テ尽忠報国ノ赤誠ヲ發揮ス
- 二、米英的個人主義思想ヲ一掃シ日本女性本来ノ和順、温良、貞淑、忍耐、没我等ノ美德ヲ

益々涵養シテ、之ガ具現ニカム

三、大東亜指導国家ノ女性タル自覚ト責任ヲ堅持シ、大東亜諸民族ノ悦服ヲ□チ得ルノ実践ヲナス<sup>52</sup>

の三点が挙げられた。青年女子は日本女性として、自己主張や解放欲求を排して献身的な自己犠牲に努め、国家に限りなく忠誠を尽くすこととともに、「大東亜指導国家」の女性としての自覚と行動を求められたのである。

その基本目標を実現するための具体的方策は、「第一 戦場精神昂揚ニ関スル事項」「第二 国防訓練ニ関スル事項」「第三 軍人援護ニ関スル事項」「第四 戦時勤労奉仕及労務動員ニ関スル事項」「第五 戦時教養及生活訓練ニ関スル事項」「第六 戦時保健体育ニ関スル事項」の六項目に分けて述べられている。では、その内容を順次みていこう。まず「第一 戦場精神昂揚ニ関スル事項」では、次の四点が挙げられている。

- 一、敬神崇祖ノ念ヲ長養シ「家」ニ対スル正シキ信念ヲ培イ、戦時下健全ナル家風ノ樹立ニ努ムルコト
- 二、時局認識ノ徹底ヲ図リ、益々戦意ノ昂揚ニ努ムルコト
- 三、団体生活訓練ヲ徹底シ女子青年トシテノ規律・秩序・親和協力ノ精神ヲ練磨シテ、郷土生活ニ於ケル隣保相親ノ風尚振興ニ努ムルコト
- 四、戦時経済ノ意義ヲ認識シ、経済生活ノ戦時編制ヲ急速ニ実施シ、以テ貯蓄ノ増強ヲ図ルコト

一には、天皇崇拜の象徴である宮城遥拝、神社仏閣への積極的関わり（神仏拝礼、神社崇敬奉仕・神社祭典奉仕）、戦没者の供養（忠霊塔・英霊祈念・墓地清掃）、「家」制度の徹底的日常化と融和（「家長」を中心とする家の行事の励行や家族間の秩序・親和・礼節の尊重による「家風ノ振興」、家族皆労、敬老会・母を讃うる会の開催）、「土着」・近隣集団の価値観への同化（「勤皇先賢及烈婦賢母の顕彰」、隣保協同、郷土行事への参加）などが含まれていた。これらの活動を通じて、高邁な「家族国家観」を庶民の日常生活の中に根づかせようとしたことが示唆される。「健全ナル家風」とはすなわち、自らの家長—自らの祖先・「勤皇先賢及烈婦賢母」（郷土）—神仏—天皇=国家という有機的関連構造を、日常的な感覚として受け入れる精神的土壌を家庭に求めるものであった。

二は、女子青年団の日常的な具体的活動内容に関わるものであり、講演会・講習会・錬成会、新聞・週報・機関紙等の輪読会や読書会、月例的な常会、などの開催に加え、ラジオ（特に毎月20日の全国一斉のラジオ青年常会）の活用が挙げられた。三では、合宿訓練の活用、団体的勤労奉仕訓練の実践、行軍・団体見学・「勤皇先賢及烈婦賢母」の史跡巡歴、常会による基礎的団体生活訓練が挙げられている。さらに四では、家庭経済の戦時建て直し、共同作業・廃品更生・物資節約等による収入の貯蓄、消費節約・国債の消化・共同保管・委託保管、青年団国民貯蓄組合への加入が挙げられた。

## 渡邊：1940年代前半期の女子青年団運動の指導理念と事業（I）

「第二 国防訓練ニ関スル事項」には、以下の七項目がある。

- 一、軍事ニ関スル知識ヲ普及シ、尚武ノ国ノ女子青年タルノ心構エヲ養ウコト
- 二、現代戦ニ於テ飛行機ガ最モ重要ナルニ鑑ミ、女子青年ハ姉トシテ又将来ノ母トシテ少年飛行兵ノ養成ニ熱烈ナル協力ヲナスコト
- 三、防災及ビ防空訓練ハ女子青年ニ課セラレタル任務ナルヲ自覚シ之ガ訓練ヲ徹底スルコト
- 四、救急看護等ニ関シ、之ガ技能ノ修練ニカムルコト
- 五、非常時ニ対処シテ直チニ炊出シヲ為シ得ルヨウ、共同炊事訓練ヲ徹底的ニ行ウコト
- 六、海国日本ノ女性トシテ必須ノ海洋精神、海洋知識、ソノ他海洋ニ関スル一般技能、躰ノ体得ニ努ムルコト
- 七、防諜精神ニ徹シ、流言蜚語ニ迷ワズ、言行ヲ慎重ニシ、敵ノ思想戦、神経戦ニ乗ゼラレヌ覚悟ヲ堅持スルコト

このうち、まず一では、「陸海軍ノ大要」の理解、「兵役ノ精神」と「兵役法」の概要の修得、航空知識の修得、「満州事変以後の聖戦の意義」の認識などが挙げられた。二では、飛行機に関する知識の修得、少年への「大空への関心」の喚起、少年飛行兵を育成する陸海軍の学校等の理解、航空に関する各種の資料の蒐集と指導資料化などが挙げられた。三では、防災防空訓練、空襲時の「隣保防空群」への「挺身協力」と団体的活動への備え、防災防空活動衣の「平常服化」、家事・食糧・身の整理等についての「非常時」の準備、防空監視哨の慰問激励、「郷土防空必勝陣」等への協力が挙げられた。

四では、止血法・包帯法・骨折の手当・応急処置法、患者運搬法、人工呼吸法、毒ガス検知及除毒等救急看護に関する訓練、災害時の補助看護婦としての活動などに加え、救急用具・資材の準備、救護班の編成が挙げられた。五では、共同炊事訓練に要する器具、場所、物資などの整備、共同炊事訓練の徹底が挙げられた。

六では、水泳の修練、日本の海運・水産・貿易・邦人の「海外発展」の概要等の掌握、海洋に関する各種の知識（海の生物・海洋の状態、船の発達など）の会得が挙げられた。七では、「報恩感謝の精神」での生活、「買溜メ、売惜シミ、闇取引等国民生活ヲ不安ニ陥ラシムルガ如キ行為ノ一掃」への協力、防諜に関する知識の修得、防諜精神の徹底が挙げられた。

「第三 軍人援護ニ関スル事項」では、「軍人援護、軍役奉仕等ハ戦時下女子青年ニ与エラレタル任務タルヲ以テ、之ガ目的達成ニ努ムルコト」として、陸海軍将兵への慰問・激励、陸海軍病院、療養所への慰問または労力奉仕、「出征」帰還将兵の歓送迎・「英霊出迎」、 「英霊」の墓地清掃奉仕、軍人遺家族への労働奉仕・慰問激励・慰安会等の開催、軍衣修繕・裁縫・洗濯等の作業、乾草茶設その他軍需に関する供出奉仕、「傷痍軍人ニ嫁ゲノ気風ヲ旺盛ニスル」こと、が挙げられた。

「第四 戦時勤労奉仕及労務動員ニ関スル事項」では、

- 一、皇国勤労観ニ徹底シ、勤労奉仕ノ真義ヲ体得シテ、生産増強、資源開発ニ挺身スルコト
- 二、大東亜建設ノ理念及ビ開拓精神ヲ昂揚シテ大陸建設ニ協力奉仕スルコト
- 三、戦時下ニ於テ共同炊事、共同託児所ノ奉仕ハ女子青年ノ分担作業ナルヲ以テ農村ニアリ手ハカメテ之ガ実践ニカメ、都市ニアリテハ大イニ協力参加スルコト
- 四、戦時下女子青年ハ男子ニ代替シテ軍需工場或ハ各種ノ公共又ハ一般職業ヘ動員セラルルハ当然ナルヲ以テ、之ニ即応スル訓練ノ徹底ヲ期スルコト
- 五、職業ニ対スル自由主義観念ヲ排シ、国家ノ要請ニ即応スル生産活動ニ挺身スルコト

具体的には、一では勤労報国隊の結成による農村・工場・事業場への移動奉仕、荒地・遊休土地の開発、食糧・資料・肥料等の増産、病虫害の防除、植林への協力、湖沼・池・田での養魚、養兎・養鶏・養豚・養蜂・山羊の飼育等の共同管理、海藻類・貝類の採集、金属類・繊維類等重要資源・廃棄物からの再生可能な物質の回収、農村勤労奉仕における農家農作業への協力奉仕が挙げられた。二では、開拓団・青少年義勇軍への勤労奉仕、激励慰問の計画的・継続的实施、興亜室等設置への協力・興亜運動の活発な展開への協力奉仕が挙げられた。三では、共同炊事・共同託児の実施にあたっての現地予備調査と詳細な計画立案、農民の過労防止・余剰労力活用のための共同炊事・共同託児の効果的实施への工夫努力、共同炊事での農村食生活改善指導・栄養食の普及、共同託児を乳児養護に発展させる修練、が挙げられた。

四では、勤労報国隊の常備（同団応急要項に準拠）・国防訓練と関連する各種動員の演練、「不時ノ動員」に備えた家庭生活の物心両面の整備、「女子青年ノ特技」の調査・修練による能率増進、が挙げられた。五では、職業の国家的意義の理解、徴用令、協力令の真義の明快な理解、進んで「挺身スル」姿勢が求められた。

「第五 戦時教養及生活訓練ニ関スル事項」では、

- 一、国民礼法ノ実践ニカメ、特ニ日本女性トシテノ躰ニ留意シ大東亜指導国家ノ女子青年タルノ教養ヲ高ムルコト
- 二、科学的教養ヲ高メ、実生活ノ全面ニ亘ッテ之ガ浸透ヲ期シ生活ノ科学化ヲ図ルコト
- 三、情操陶冶ニカメ、健全ナル音楽、読書、遊戯等ヲ生活ニ採入レ、戦時生活ヲ明朗闊達ニシ常ニ潤アラシメルコト
- 四、民族ノ興亡ト人口ノ増減トノ関係ヲ認識シ、個人主義結婚観ヲ打破シテ、皇国結婚観ヲ確立スルコト
- 五、食生活ノ科学化ヲ図リ、戦時食生活ノ確立徹底ニカムルコト
- 六、衣生活ノ戦時化ヲ図リ古来ノ褌ガケノ風ヲ振興シ、簡易ニシテ活動的ナルモノヲ工夫創作スルコト
- 七、住生活ニ研究工夫ヲ加エ、ソノ環境ヲ整理シテ戦時下簡素ニシテ住ミヨキ住居タラシムルコト

## 渡邊：1940年代前半期の女子青年団運動の指導理念と事業（I）

八、戦時下ニ於ケル家務ノ運営ハ、家族親和シテ耐乏生活ヲ楽シミ、消費ノ規正ヲ図ルト共ニ、隣保相親ノ美風維持ヲ積極的ニ努ムルコト

九、育児ハ女性ノ天職ナルヲ自覚シ、特ニ戦時下民族人口問題ノ立場ヨリ、健全ナル子孫ノ繁栄ヲ図ルノ要益々切ナルニ鑑ミ、育児訓練ノ徹底ヲ期スルコト

これらのなかで、一については、「日日ノ作法」の励行、身体の清潔・衣服の着方・頭髮の手入れ等「簡単ナル整容、タシナミ」への配慮、「公共生活ニ於ケル礼法」の実施、「模範家庭」の行儀作法等の見習いが挙げられた。二については、創意工夫を中心とする一人一研究・共同研究および展覧会の開催による生活の科学化、生活科学化に関する体験発表会・研究会等の開催、科学的教養に資する読書、発明発見等に関する講演会・研究会への出席聴講等が挙げられた。三については、合唱・郷土民謡・国民歌謡等の普及、名曲鑑賞会等の開催、古典・国文・文学・芸術その他「一般情操ノ涵養ニ資スル優良書籍」の読書会・回覧文庫の組織による読書の励行、紙芝居・指人形の製作利用と共同託児所等の集会での活用、遊戯・簡単な舞踏の団体的実施、脚本の作成・演出による敬老会・出征軍人遺家族等の慰問、ラジオ聴取（特に団体的利用）、文化映画・推薦映画・移動演劇・幻燈の活用、「正シキ」華道、茶道、書道の精神の全生活面への徹底による「戦時生活ノ樹立」が挙げられた。

四については、「民族ノ興亡ト人口トノ関係」の解明と結婚の「国家的意義」の認識、結婚に関する因襲・迷信等の打破と結婚改善、「大陸ノ実情」の認識と「大陸ノ花嫁トシテ」の「進出」が挙げられた。五については、郷土食の科学的な調理法の研究修得、配給品・入手しやすい食品からの栄養ある献立の作成、摂取量の適正を期すること、玄米食に適した副食物の工夫、代用食の考案と節米、塵芥を出さない調理法の工夫・塵芥の活用、空闲地利用による脂肪蛋白質供給用の動植物の飼育栽培、救荒植物の採集と調理法の研究と日常食化、薬用植物の採集、食品の加工及貯蔵法の研究・調味料の共同製造等の実施、非常時保存食糧の準備、食衛生への留意が挙げられた。

六については、女子青年団服・婦人標準服等の日常服化、防空活動衣・日常活動衣の改良、下着の改良、衣料の原料となる植物の栽培・採集、紡糸法・紡織法の修得による自給衣料の生産、手持ち衣類の整理・草木染の研究による衣類の更生、不要衣類交換会の開催・衣類の新規購入禁止の運動展開、衣料切符の献納が挙げられた。七については、防災・防空用具の常時点検、住居内外、家具・什器等の手入れ・保存・簡単な修繕・工作などの技術修練、部屋・家具・什器の使い方・整頓の工夫、生活の簡素化、非常時にむけた用意、台所の清掃・配水・特に火気の取締留意、住居の周囲への果樹等の植樹などが挙げられた。八では、郷土生活の実情調査、科学的な最低基準による生活、冠婚葬祭の簡易化、記帳生活・予算生活の実施と消費の節約、電灯、ガス、薪炭等燃料の使用法の工夫・節約、隣組・部落会・町内会等の運動への協力、「隣保相親ノ美風」の一層振起が挙げられた。

最後に九では、乳幼児の成長に関する知識の修得、郷土の乳幼児の実態・育児法の調査、陋習改善、離乳法・乳幼児の取扱法・間食の調理及与え方・玩具の選定・製作・その他の「正シキ育児法」習得・「母トシテノ教養」、郷土の妊産婦・多子家庭の調査、そこでの家務・

育児の手伝いによる実際的技能の修得・母性保護、山羊・乳牛の共同飼育による母乳不足の補足が挙げられた。

「第六、戦時保健体育ニ関スル事項」では、

戦時下母性ノ重要性ヲ確認シ将来ノ皇国ノ母タル女子青年トシテソノ健康増進ニハ最善ノ方策ヲ講ズルコト

が、挙げられた。そのなかでは、女子の衛生整理・家庭看護法・急性伝染病予防法・救急処置法、寄生虫の駆除等の熟知、健康増進、結核予防知識の徹底・集団検診・結核撲滅運動への協力、「日常の健全生活」にむけた諸事項（早寝早起、窓障子の開放、乾布・冷水摩擦をはじめとする日常の詳細な生活習慣の励行に関するもの）の励行、体力増強の基礎となる各種体操の実施、ラジオ体操・早朝30分の体操会の開催、常会・集会の前後での体操の実施、徒歩・駆歩・登山、「聖地及び偉人烈婦等の遺蹟」巡歴、長距離行軍の計画実施、「皆泳の徹底」、各個教練・部隊教練の実施による心身の鍛錬と「厳格ナル」集団訓練、武道の修練、体力章検定種目の訓練、「筋骨薄弱者」への日常生活の指導による体力増強などが挙げられた<sup>53</sup>。

以上のような膨大な内容を掲げた「戦時錬成要綱」が、全国各地の自生的な活動実績やドイツの青年女子団体についての詳細な情報、村上儀憲をはじめとする女子青年団関係者の「女子青年」ならでは活動領域をめぐる様々な言説と取り組み等を受けたものであることは想像に難くない。同時に、この要綱が、以後の全国の女子青年団活動の指導指針かつ重要な橋頭堡となったことは、戦時体制下の女子青年団活動の広範かつ組織的な展開によって跡づけられるであろう。同「要綱」について『大日本青少年団史』では、「この時点（1943年—引用者）における女子青年の戦時錬成の重要性を確め、従来の運動を選択総合し、女子独自の運動として」示したものと説明されている<sup>54</sup>。

## ② 女子青年団活動の決戦体制化

1943（昭和18）年度の大日本青少年団の方針については、2月3日の都道府県総務部長会議で朝比奈副団長が同年度を「戦争生活確立の年」とし、その目標を「(1)勤皇先賢の精神顕彰、(2)隣保相親の風尚作興、(3)感謝力行の生活徹底、(4)創意工夫の共励切磋、(5)行軍能力の強化鍛錬」の5つにあると示した。これに則った事業計画としては、「神紙奉仕に関する事項」、「組織指導力強化に関する事項」、「戦争生活強化に関する事項」、「戦力増強に関する事項」、「思想戦対策に関する事項」の5項目が挙げられた。

このなかで「組織指導力強化」については、細目の5番目に女子青年団振興が挙げられたほか、戦争生活強化の点では、「戦時生活規範」の制定、生活規正運動、戦時貯蓄運動、軍人援護運動、興亜運動など、女子に期待される活動が大半を占めた。さらに戦力増強における防空訓練や「生産の増強」などが女子の活動として重視されたと言えよう。女子の参加が

## 渡邊：1940年代前半期の女子青年団運動の指導理念と事業（I）

注目された具体的活動としては、5月から10月にかけての北海道食糧増産のための青年赴授隊、春秋二期の都市女子青年団農村勤労奉仕、6月から1ヶ月の満州建設勤労奉仕隊女子青年隊、神宮御萱造成勤労奉仕における一大錬成道場の建設などがあった。

また同年3月の中国参戦慶祝大会に使節として男女青年団が派遣され、9月には「大東亜青少年指導会議」が日本青年館で開催され、この会議と結び付いて12月8日の「開戦記念日」から約一か月、日本・中国・満州国における大東亜青少年総決起運動が展開されている。さらに勤労報国協力令の強化にともない、都市の「有閑女子青年」が、青少年団に参加し、女子勤労挺身隊を組織して軍需工場に勤労奉仕する動きが生まれた<sup>55</sup>。

さらに9月22日、東条首相がラジオで述べた「国内態勢強化策」を受けて同団では、後半期の事業の決戦態勢化すべく、青少年団食糧増産運動（不耕作地絶滅運動）と女子青年団の強化を決定した。都道府県の女子部長を急遽各地に集めて実施事業の説明を行ない、単位団への浸透をはかった。またこれらに関連して、「女子青年団振興特別指定郡府県団指導要綱」「秋期農繁期都市女子青年農村勤労奉仕に関する件」「不耕作地絶滅運動実施要綱」他により、決戦段階にはいった日本の青少年団運動の重点的事业の推進が図られた。加えて、地方団に新設された専任職員の錬成会、貯蓄奨励特別指導団協議会、女子青年団指導者軍人援護教化錬成会、神選奉献式の実施が予定された。他方、都道府県団戦勝祈誓愛国貯蓄動員大会、郡市区団同大会、通信訓練指導者錬成会、大日本青少年団大会、史跡巡歴行皇軍力錬成会、軍人援護少年団大会、都市女子青年農村勤労奉仕指導者錬成会、海洋訓練指導者講習会等が中止された。

なお、「国内態勢強化方策」に則り、11月1日をもって本部機構の簡素強力化がはかられている。具体的には、本部長をおき副団長が就任して「戦闘配置」について。文部省でも社会教育局は新設の国民教育局に包含され、大日本青少年団はその所管となった<sup>56</sup>。

### (4) 「戦時非常措置・戦時決戦措置」期

#### ① 戦力増強と女子の勤労働員体制の整備

1944（昭和19）年1月19日、日本青年館で都道府県団総務部長会議が開催され、同年度の同団事業の概況が説明された。そこでは鈴木団長により「青少年をしてその指揮を昂揚し、必勝信念を堅持せしめて、大いに決戦戦力増強に挺身せしむべきを以て根本とすべきである」と述べられ、同年は「必勝戦力増強の年」とされた。国家による青年男女への至上命令は食糧増産であり、緊急・必須の条件として飛行機増産が挙げられ、結果として、女子青年団の勤労働員体制の整備、勤労報国隊・勤労挺身隊の活動の促進、「生活即訓練、訓練即生産の体制」による教養訓練の整備が重要課題とされた。朝比奈副団長が挙げた同年度の5つの指導方針の3番目に、「女子勤労働員体制の確立」が位置づけられている。

具体的事業計画から見ると、第2項の「生産増強運動」では、「食糧増産運動」として都市女子青年団農村勤労奉仕、「女子動員」として、女子青年団勤労報国隊、同挺身隊の整備、拡充による女子勤労働員促進中央委員会の開催、女子勤労働員運営要領の制定、研究協議会の開催、女子勤労働員指導者錬成会の開催、第3項目の「決戦訓練強化に関する事項」では、

「決戦生活」として補助看護婦養成（補助看護婦特別訓練標準課程の制定、青少年団補助看護婦検定証交付、全国15ヶ所に補助看護婦養成所を設置）、軍人援護、創意工夫が挙げられた。また第6項目の「興亜運動」では、満州建設勤労女子青年隊派遣、満蒙開拓青少年義勇軍の慰問激励、青少年団興亜運動協議会の開催などが挙げられた。

月別には、4月に都道府県女子部主任指導者練成会（勤労挺身隊報国隊送出を中心とした女子青年団経営研究会）が、同団が援助する地方団の活動としては、女子勤労働員指導者練成会、戦没軍人遺族の女子青年教化練成会等が計画された<sup>55</sup>。

これらの事業計画について、同年1月31日には陸軍省兵務局長名で、「昭和十九年度事業計画ニ対スル意見」が岡長宛に寄せられている。そこでは「苛烈ナル戦局ニ即応スル為真ニ直チニ決戦ニ役立つ如ク又真ニ国民中核タルノ剛健ナル資質ヲ向上シ一層士氣ヲ振興スル施策ヲ要望ス」と述べた後、「細部の所見」9件が挙げられた。女子に関しては、

- 2、都市女子ノ農村勤労奉仕ノ如キハ事業ニ依ルモ寧ロ生産工場特ニ飛行機工場ニ勤勞セシムルヲ可トス
- 3、女子勤労働員ハ研究、練成ノ時期ニアラス更ニ徹底シタル実行施策ヲ樹立スルヲ要ス又傷病軍人等ニ進ンデ嫁ガシムル如ク指導スルヲ要ス<sup>56</sup>

の2件が指摘された。兵務局は青年学校の教練科を通じて、文部省所管の青年学校全般の方向に決定的な影響力をもっていたため、青少年団は陸軍省兵務局の意見を求めるのを妥当としていた。『大日本青少年団史』によれば、同年度以前についても事業計画全般に関する意見を求めたと思われる<sup>57</sup>が「いまその資料は発見されない」という<sup>58</sup>。

## ② 「決戦非常措置要綱」と「女子勤労挺身隊要綱」

1944（昭和19）年2月25日の閣議決定による「決戦非常措置要綱」の趣旨に基づき、同年3月に、事業計画の一部が中止・変更された。そのなかで女子に関わる活動としては、満州建設勤労女子青年隊派遣および女子勤労働員研究協議会が中止され、別個に行なわれるはずであった女子防災防空訓練協議会と補助看護婦養成会が合併され、六都道府県（東京・愛知・大阪・北海道・福岡・愛媛）と本部との共催となっている<sup>59</sup>。

戦局の悪化による情勢の変化により、青少年団運動はさらに活動の制限に直面した。同年4月15日付をもって「日本青少年新聞」は廃刊され、男子の不在化により男女混合の青年団が増加した。また地方青年団の事務局でも有力な指導者が戦地に赴いたこともあって、人手不足により事業の遂行が困難になってきた。朝比奈副団長は「青少年指導」5月号で「女子勤労働員体制の確立」について、政府がある業務について男子の就業禁止を断行することを提起し、「男子は一段と軍方面に動員せられるであろうし、現実に徴兵年令の引下げによって本年は十九歳二十歳のものとともに手をつないで一斉に入営入団せねばならない。その労力の空白を満たすのは女子青年であらねばならない。」<sup>60</sup>と述べている。

一方、43年頃から地方の小都市・町村等に青年男子の不在が特に目立ち始めていた。44年

1月23日の衆議院予算総会で東条首相は「女子挺身隊」について述べ、「日本の家族制度における母性の位置の尊さ、女子の繊維工場に示した勤労を、航空機工場に向けたこと、有閑娘が勤労のがれを考えるのは時局下許せないこと」として「女子の強力なる力を生産面に活用する点で遺憾なきを期し度い」旨を示した。同年には、農村青年団には男女合同の青年団がかなり増え、男女比が一对二、一对三のものも生まれたという。これについて『同団史』では「本団が女子青年団の活動に期待し、彼女たちを錬成し、敵愾心を昂揚し、男子に代って軍需と食糧と更には本土防衛の戦線に挺身するを辞すべきではないとした方針を以てのぞんだことは、熾烈化した戦いの日においては、当然の処置である」<sup>62</sup>と解説されている。大日本青少年団では44年2月に「青少年団女子勤労挺身隊要綱（案）」および同「運営指針（案）」を成し、19日に通牒送付、さらに下級団まで徹底させるため「日本青少年新聞」2月号に発表した。また本部では、2月20日から「女子挺身隊運営研究協議会」を本部と中島飛行機武蔵野製作所を会場として開催し、都道府県の該当事務担当者各1名を招集して、趣旨の徹底と運営の万全を期している。同要綱によれば、女子勤労挺身隊は厚生省・文部省の後援と大政翼賛会の協力によって実施されると位置づけられた。

同隊は、市区町村青少年団長の指揮の下に女子青年団を基幹として組織され、女子中等専門学校在学者、職業従事者、食糧増産の労務要員である者、病弱で働けない者、家庭の事情で特に出動不可能な者は対象から外された。さらに新たに結婚した者は離隊するものとされた。隊は班長ひきいる10名以内で構成され、この班3つで小隊、小隊3つで中隊、中隊3つで大隊とされた。出動期間は1ヶ年から2年未満であった。同要綱においては、受け入れ側との打合わせ事項の具体的内容や隊員の錬成内容に至る、詳細な事項が盛り込まれていた<sup>63</sup>。

### ③ 「女子挺身隊」の位置づけにみる青年女子への労働期待

大日本青少年団では、先の東条首相の発言を受け、1944（昭和19）年2月に「青少年団女子勤労挺身隊要綱（案）」および「青少年団女子勤労挺身隊経営指針（案）」を作成し、「日本青少年新聞」2月1日号をもってそれを下級団にまで伝えている。

同「要綱」の「趣旨」は、「戦局益々苛烈凄愴ヲ極メ正ニ一刻モ速カニ一機ヲ増シ一船ヲ加エテ宿敵米英ヲ撃滅セザルベカラズ、而シテ之ガ目的ヲ達成スルタメニ現下ノ実情ヲ鑑ミ女子青年ノ総力ヲ結集シ勤労戦線ニ動員スルノ要愈々重要ナル秋、大日本青少年団ニ於テハ政府ノ方針ニ則リ、曩ニ組織セル青少年団勤労報国隊員ノ中ヨリ長期出動可能者ヲモツテ女子勤労挺身隊ヲ編成シ、軍需生産ニ挺身セシメ以テ戦力ノ飛躍的増強ヲ期セントス」<sup>64</sup>と述べられている。実施主体は大日本青少年団、後援官庁は厚生省と文部省、協力団体は大政翼賛会とされた。女子勤労挺身隊は、市区町村青少年団長の式の下に単位女子青年団を基幹として組織するものとされた。

ここからは、「女子中等専門学校在学者」「現ニ一定ノ職ニ従事シ居ル者」「食糧増産ノ労務要員タル者」「病弱ニテ勤労ニ耐ヘザル者」「家庭ノ事情ニ依リ特ニ出動不可能者」のいずれかの該当する女子青年団員は「隊員ヨリ除」かれた。その一方、「隊」の編成にあたっては、所轄地方事務所、国民職業指導所、大政翼賛会、大日本婦人会、町内会、部落会等と連

絡を密にして、「不加入団員ノ解消ニ務メルコト」が謳われている。さらに、結婚した隊員は、「離隊」させることも挙げられている。さらに、「経営指針」では、要綱に準拠してその組織の整備拡充し「大イニ勤労報国ノ精神ヲ昂揚シ以テ女子青年団員ノ愛國ノ至誠ヲ結集シ、自奮自励積極的ニ勤労戦線ニ出勤セシメ、職場ニ於ケル之ガ訓練体制ヲ一貫シ決戦加除シ勤労挺身隊ノ目的ヲ達成セントス」るものであった。

またこれに際し、大日本青少年団機関紙「青年」において、日米交渉に携わった海軍大将野村吉三郎は女子青年団員を「女子青年よ国家の攻防を背負うて起て」と激励している。野村はそこで、「私は今、日本の女子は皆戦国時代の武士の妻女娘と同じ心にならなければならぬと考えている。否、日本の女子は一人残らず、子正行をして正茂公の志を継がせ、楠氏一族の中心となって、一族をして吉野朝に使えまつらしめた大楠公夫人の偉大なる精神に生きねばならないのである。」と述べている<sup>65</sup>。

同年8月22日、内閣総理大臣、軍需、内務、厚生各大臣連署による勅令第519号をもって、「女子挺身勤労令」が公布、即日施行された。さらに同施行規則も同日公布されている。このことにより、勤労報国隊から勤労挺身隊へと女子の「勤労協力」が一年に延長され、本人の同意さえあれば、さらに延長することが可能になった。同令の発令は、すでに女子挺身隊に組織されていた女子青年団員にはさほど大きな問題ではなかったが、「有閑女子青年」の勤労を法的に義務づけたという事実は、戦前の女子教育の流れの中では特筆すべき事柄である。従来から挺身勤労によって出勤せず、さらに就職命令が出されてもなお応じない場合に、1ヶ年以上の懲役または5千円以下の罰金が課せられることとなったのである<sup>66</sup>。

さらに文部省は、1945（昭和20）年1月8日に国民教育局長名で「女子青年団の組織する女子挺身隊の運営に関する件」の通牒（発国第一号）を発している。これによって、女子挺身勤労令による一年勤労の義務が本人の同意なしに「更に一年間延長せらるること」になった。同通牒はさらに、女子挺身隊の運営の善処を要望して詳細に述べ、最後に都道府県青少年団をして下級団に対する指導統制を一段と強化せしめるよう地方長官に求めている。特に第三項では、

三、女子青年団ヲシテ努メテ挺身隊ノ受入側ト連絡ヲ緊密ニシ団員ノ職場ニ於ケル健康、勤労及教養訓練等ノ実情ヲ詳ニシ隊員ノ激励、慰問、指導等ノ方途ヲ講ジ以テ決戦下皇國女子青年タルノ志氣ノ昂揚ト勤労能率ノ向上ニカメシムルコト<sup>67</sup>

と述べられている。同年2月6日には、徴用令、勤労報国隊とならんで女子挺身勤労令は廃止され、国民勤労働員令に一本化されていた。

女性への期待はこのように、一方で「産めよふやせよ」と国家のために「産む」機能としての「母性」の発揮を称揚し、他方でこのような「決戦下ノ皇國女子青年タルノ志氣ノ昂揚ト勤労能率ノ向上」の期待をもって女子労働力を動員する、という図式となって現れてきたのである。そこには、社会の基幹を担ってきた男性の多くが戦場に赴く中で、改めて女性の社会的・経済的力量に期待・依拠せざるを得なくなった日本の国家・社会のせっぱ詰まった

状況が見て取れる。戦時下の特異な状況下で初めて、従来の「良妻賢母」イデオロギーの範疇では存在する余地のなかった女子の労働が、国家の名のもとに正当化され、「皇国女子青年タルノ志気」という国家意識と結びついた国民の「義務」の一つの形態となったのである。

#### 4 小 括

本稿では、大日本連合女子青年団が解散し、他団体とともに翼賛団体である大日本青少年団に統合・再編された後に、同団において女子青年団がどのように位置づけられ、いかなる期待を担ってどんな事業をいかに展開したのか、主に同団における女子への期待と事業の流れに焦点を当てて考察を進めてきた。そこでは、1940年代の女子青年団事業の展開にとって、対外侵略戦争という国策が、どれほど大きな意味をもちその牽引力となったかが、あらゆる形で浮き彫りにされたといえる。

1941-5年における大日本青少年団の一翼としての女子青年団の活動は、41年・42年は大日本女子青年団時代の活動に大幅に依拠しつつ、自らの立脚点を探る方向で、そして青年女子の役割への時局的要請の高まった43年以降は、男性の代替労働力としての側面と、女子ならではの軍事支援・銃後協力を全精力を傾ける方向で展開した、とみることができる。個々の事業展開の実相と地域レベルの女子青年団活動としての実践事例は、本論（II）において考察していきたい。

#### 註

1. 上野千鶴子『ナショナリズムとジェンダー』、青土社、1998年。
2. 処女会については、渡邊洋子『近代日本女子社会教育成立史——処女会の全国組織化と指導思想』（明石書店、1997年12月）、大日本連合女子青年団等については、渡邊「総力戦体制下の女子教育と吉岡弥生」久保義三編『天皇制と教育』（第四章、三一書房、1991年8月、189-228頁）、「大陸の花嫁」政策については、相庭和彦・大森直樹・陳錦・中島純・宮田幸枝・渡邊共著『満洲「大陸の花嫁」はどうつくられたか——戦時期教育史の空白に迫る』（明石書店、1996年9月）、さらに「農村季節託児所」については、渡邊「研究ノート 1930年代後期の農村季節託児所における保健婦の役割——川島瓢太郎『農村保健婦』（山雅房、1942年9月）を手がかりに——」（『暁星論叢』第41号、新潟中央短期大学、21-35頁）、渡邊「女性の労働と子育ての社会的基盤に関する史的研究 I ——農村季節託児所の発達経緯と新潟県における地域的取り組みの動向——」（『暁星論叢』第43号、新潟中央短期大学、1998年12月、19-44頁）等を参照。
3. 日本国家は「ベターハーフ」としての「妻」役割、「教育する母」としての「母」役割が、国家の関与に値するほどの国家的意義をもつことを、欧米から学んだ。そこで、日本の「家」制度に見合った独自の「妻」「母」像の実現を目指し、女子教育「政策」を講ずるに至ったのである。他方、「嫁」役割は、日本の伝統文化の範囲内で、各「家」単位で継承可能ゆえに、女子教育の目標とはなり得なかった。渡邊『近代日本女子社会教育成立史』、416-417頁参照。
4. 上野千鶴子『ナショナリズムとジェンダー』29-87頁。
5. 同前書、92-93頁。
6. 同前、34-35頁。
7. 小山静子『家庭の生成と女性の国民化』劉草書房、1999年など。
8. 渡邊洋子「1930年代の女子青年団と男子青年団」橋本紀子他編著『教育とジェンダー』、川島書店、2002年予定、参照。

9. 10. 大日本青少年団史編纂委員会編著『大日本青少年団史』、日本青年館、1970年、107-108頁。
11. 「国民精神総動員運動」『岩波日本史辞典』、岩波書店、2001年。
12. 『大日本青少年団史』108ページ。
13. 森武磨『アジア・太平洋戦争』、集英社、1993年、205頁。
14. 「隣組」『岩波日本史事典』。なお、戦時下の「町内会」および「隣組」の都市部の動向を考察したものであるとして、秋元律郎「戦時下の都市における町内会・隣組組織」早稲田大学社会科学研究所ファシズム研究部会編『日本のファシズム——戦争と国民——』（早稲田大学出版部、1974年）87-120頁が参考になる。
15. 森前掲書、208-209頁。
16. 『大日本青少年団史』140頁。
17. ファシズム段階では、暴力的な弾圧による絶対服従より、国民の「自発的服従」の奨励・促進とその排他的な体制内化のメカニズムこそが、支配手段として有効性を発揮した。このことは、ナチス・ドイツの台頭と当時のドイツ国民の絶対的支持の実態を見れば明らかであり、この点は多くの先行研究で明らかにされている。秋元は「ファシズム期における国民統合が、つねに自発的結社の抑圧のうえに進行するものでありながら、けっして下からの欲求を断ち切ることによってなりたつものでない」ため、一方で諸団体の統合が推進され、他方で改めて「下からの自発性の喚起の方策がたてられなければならなかった」と述べる(15)の秋元も、1943年12月の言論出版集會結社等臨時取締法の施行で、「体制内にキャラライズされる疑似自発性以外のすべてのうごきは抑圧され、組織化していく途はふさがれる。そしてこうしたかたちでの国民再組織こそが、為政者によってもとめられ、また現実に許された唯一のものだった」そのメカニズムを分析した。早稲田大学社会科学研究所ファシズム研究部会編前掲書、117-118頁。
18. 『大日本青少年団史』140-141頁。
19. 同前書、165頁。
20. 21. 22. 「大日本青少年団結成さる」『社会教育』第12巻138号、1941年2月。
23. 『大日本青少年団史』184頁。
24. 同前書、140頁。
25. 同前、185-186頁。
26. 同前、158-161頁。
27. 同前書、172-176頁。
28. 吉岡弥生「嫁がせた母親の喜び——井上先生に後事を託すに当りて」『処女の友』第24巻3号、1941年3月。
29. 『大日本青少年団史』145頁。
30. 同前書、15頁。
31. 同前、312頁。
32. 同前、179-184頁。
33. 「大日本青少年団結成さる」『社会教育』、および『大日本青少年団史』、169頁。
34. 村上儀憲「時局下女子青年指導者の重点はどこにおくか（一）」「同（二）」『社会教育』第12巻142・143号、1941年6・7月。
35. 『大日本青少年団史』、312頁。
36. 同前、365-366頁。
37. 以上、同前、381頁。
38. 同前、434-436頁。
39. 同前、222頁。
40. 41. 同前、314頁。
42. 同前、441-443頁。
43. 同前、443-444頁。
44. 同前、437頁。なお、同前書では題名は「○戦時生徒教育指導要項」（傍点筆者）と誤記されている。

渡邊：1940年代前半期の女子青年団運動の指導理念と事業（Ⅰ）

45. 同前、439頁。
46. 「朝日新聞」1943年1月21日付、同前、643頁より重引。
47. 同前、460-461頁。
48. 同前、461-463頁。
49. 同前、463頁。
50. 同前、643頁。
51. 同前、644頁。
52. 同前、645頁。
53. 同前、644-651頁。同「要綱」にはさらに、「備考」として次の指針や要綱が含まれている。
- ・常 会 「青少年団常会運営指針」  
「青少年団ラジオ教育要綱」
  - ・貯 蓄 「青少年団戦時国民貯蓄実強調運動指針」  
「戦時貯蓄奨励指導都市区単位団設置要項」  
「貯蓄優良団並びに功績者表彰規定」  
「貯蓄奨励移動映画会開催要項」  
「貯蓄運動助成金交付要項」  
「青少年団国民貯蓄組合結成基準」
  - ・国防訓練 「大日本青少年団応急要項、同実施細則」  
「女子防災訓練指導資料」  
「青少年団海洋指導資料草案」  
「青少年団海洋指導資料草案」  
「行軍訓練指導要項」
  - ・軍人援護 「大日本青少年団軍人援護指導要綱」
  - ・労務奉仕 「青少年団食糧飼料等増産運動実施要綱」  
「都市女子青年農村勤労奉仕実施要綱」  
「青少年団大東亜戦争記念造林運動要綱」  
「興亜室実施要綱」  
「満州開拓青少年義勇軍奨励袋募集要綱」
  - ・礼 法 「礼法要項」
  - ・教養生活訓練 「青少年教養訓練要綱音楽訓練階程案」  
「文部省選定幻燈機械普及ニ関スル件」（通牒）  
「単位青少年団蓄音機備付運動展開ニ関スル件」（通牒）  
「大日本青少年団移動演劇隊並びに移動映画隊派遣斡旋要綱」  
「青少年団読書指導要綱」
  - ・保健体育 「男女青年団健全生活設計指導指針」  
「女子保健指導及び戦時家庭生活指針」  
「青少年団結核予防指導指針」  
「青少年団体育指導指針」  
「行軍訓練指導要項」
54. 同前、312頁。
55. 以上、同前537-538頁。
56. 以上、同前539-540頁。
57. 以上、同前727-729頁。
58. 59. 同前730頁。
60. 同前、731頁。
61. 同前、732頁。
62. 同前、781頁。
63. 同前、785頁。
64. 同前、781頁。
65. 以上、781-782頁。野村の引用は、「青年」女子版第19巻8月号（同書785頁より重引）。
66. 同前、790頁。
67. 同前、791-792頁。